
第1次不正競争防止
及び営業秘密保護基本計画(案)
(2022～2026)

2021. 12.

関係省庁合同

本仮訳は、韓国特許庁で発表した「第1次不正競争防止及び営業秘密保護基本計画(2022～2026)」をジェトロが仮訳したものです。ご利用にあたっては、原文をご確認ください。

(<https://www.korea.kr/common/download.do?fileId=196584717&tblKey=GMN>)

【免責条項】 本資料で提供している情報は、ご利用される方のご判断・責任においてご使用ください。ジェトロでは、できるだけ正確な情報の提供を心掛けておりますが、本資料で提供した内容に関連して、ご利用される方が不利益等を被る事態が生じたとしても、ジェトロは一切の責任を負いかねますので、ご了承ください。

目次

[Part I] 基本計画の概要	- 1 -
1. 基本計画の概要	- 2 -
2. 基本計画の立案方式及び範囲.....	- 3 -
3. 立案経過	- 10 -
[Part II] 営業秘密保護部門	- 11 -
1. 推進背景	- 12 -
2. 政策環境の分析及び推進方向.....	- 14 -
3. 営業秘密保護のビジョン及び戦略.....	- 25 -
4. 戦略別推進課題	- 26 -
戦略1. 営業秘密の流出防止に向けた事前予防の強化	
戦略2. 新しい環境変化に対応できる営業秘密保護基盤の構築	
戦略3. 営業秘密の流出に対する多角的な対応力量の向上	
[Part III] 不正競争防止部門	- 48 -
1. 推進背景	- 49 -
2. 政策環境の分析及び推進方向.....	- 50 -
3. 不正競争防止のビジョン及び戦略.....	- 55 -
4. 戦略別推進課題	- 56 -
戦略1. デジタル環境変化に対応した法体系の整備	
戦略2. 執行実効性の確保及び通商規範のグローバル調和	
[Part IV] 推進日程	- 64 -

[Part I]

第 1 次不正競争防止及び営業秘密保護基本計画

概要

1. 基本計画の概要

ア 基本計画の性格

- 不正競争防止及び営業秘密保護基本計画は、「不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律*」により、韓国政府が5年ごとに立案・施行する法定計画である。

* 以下、「不正競争防止法」と略す。

不正競争防止法第2条の2(基本計画の立案)

- 特許庁長は、不正競争防止及び営業秘密保護のため、5年ごとに関係中央行政機関の長と協議し、不正競争防止などに関する基本計画を立案しなければならない。

- 第1次基本計画の期間：2022～2026年
- 基礎資料を確保するため、特許庁長は毎年実態調査を実施し、政府と民間が合同で総合戦略を立案する。
- 基本計画の方向により、年度別に詳細推進計画である**施行計画***を立案する。

* 特許庁長は、施行計画を立案及び施行するために、国家機関、地方自治体、公共機関などの長に協力を要請する。

基本計画に含まれる事項：不正競争防止法第2条の2第2項

- 不正競争防止及び営業秘密保護に向けた**基本目標及び推進方向**
- 不正競争防止などに関する**紛争現況及び対応・実績**、それに対する**分析・評価**
- 不正競争防止などに関する**国内外の環境変化と見通し**
- **法・制度の改善**、中央省庁・地方自治体及び民間との**協力事項**
- 不正競争防止などに関する**国際協力案**

イ 不正競争防止法の構成

- 「不正競争防止法」は、不正競争行為を防止する規定と**営業秘密を保護**する規定で構成される。
- 1961年の法制定当時は不正競争行為だけを規定したが、1991年に法を改正し、営業秘密の保護に対する条項を追加した。
 - 競争者の秘密情報を不当に使う競争上の利益を得る行為を防止する意味で、不正競争防止法に営業秘密の保護を追加

2. 基本計画の立案方式及び範囲

ア 立案方式

- 韓国の不正競争防止法は、営業秘密侵害行為を不正競争行為の類型とは別に区分して定義し、
 - 営業秘密の保護(第3章)と不正競争行為の禁止(第2章)に関する規定を別途の章でまとめるなど、それぞれ区分して扱っている。
- 基本計画の内容の一貫性及び完結性を確保するために、同基本計画を営業秘密保護(part2)と不正競争防止(part3)に分けて立案する。

イ 営業秘密保護の概念及び立案範囲

1) 営業秘密保護の概念

- (保護対象) 経済的な価値を持って、秘密として管理される非公開情報
 - 設計図面、ノウハウ、生産工程といった「技術情報」と顧客情報、原価情報、事業計画といった「経営情報」を網羅する幅広い概念
 - * 品種改良された「種子」にも経済的な価値のある遺伝的な情報が含まれているため、秘密として管理されている場合は営業秘密に該当する(2018年、水原地方裁判所)。
 - これは WTO TRIPS (知的所有権の貿易関連の側面に関する協定)、アメリカの営業秘密保護法(UTSA、DTSA)、EUの営業秘密保護指針、日本の不正競争防止法などと、国際的に一致
- (侵害行為) 他人の営業秘密を^①不正な手段(窃盗、詐欺など)で取得・使用・公開、^②秘密維持義務者が不正な目的で使用・公開、^③転得する行為*
 - * 不正取得された営業秘密を、第3者がその事実を知っているにもかかわらず、または重過失により知らずにその営業秘密を取得・使用・公開する行為

- (救済手段) 侵害行為に対し、民事上の侵害禁止または予防請求、営業上損害の賠償請求と刑事処罰(非親告罪、未遂犯、予備陰謀処罰)が可能

* 営業秘密を指定場所以外に無断流出する場合、削除及び返還要求に応じない場合も刑事処罰

営業秘密侵害の罰則	海外流出	国内流出
懲役/罰金(併科可能)	15年以下/15億ウォン以下	10年以下/5億ウォン以下

2) 営業秘密と特許との関係

- (保護方式) 営業秘密と特許は、技術情報保護の基本手段で、営業秘密は非公開、特許は内容を公開するが独占権(20年)を確保して保護
 - (特許) 一定水準以上の革新(新規*で進歩した発明)が求められ、審査を経て登録・公開されると、それ以降第三者による模倣、無断使用は侵害に当たる。
 - * 特許は、申請前に外部に公開されてはならないため、営業秘密として管理が必要
 - (営業秘密) 対象に制限がなく、秘密維持時には永久保護されるが、流出及び公開時には価値を喪失し、合法的な手段(リバースエンジニアリングなど)による模倣の防止は難しい。
- (相互補完) 企業などは市場環境、技術発展の速度、模倣の容易性などを考慮し、技術情報を保護するために営業秘密と特許を組み合わせ*活用する。
 - * (3M社の「ポストイット」) 接着剤(microsphere)に対しては特許を獲得し、それを利用した粘着部分(adhesive strips)の製造方法は秘密として管理(2013年、ポストイット開発者のCNNインタビュー)

参照: 『営業秘密と特許による革新保護研究』(2017年、ヨーロッパ特許庁)

- ヨーロッパの約20万社の製造業・サービス業の企業を対象に調査した結果、各企業は特許と営業秘密を相互補完的に活用している。
- 特に、先端産業分野における特許と営業秘密の相互補完性が目立つ。
 - コンピューター・電子・光学製品の製造、医薬製品の製造、化学製品の製造など、特許実績(従業員10万人当たり登録特許数)の高い産業の場合、特許と営業秘密の同時活用度も高い。

ヨーロッパ標準産業分類	営業秘密の活用	特許の活用	営業秘密/特許の活用比率	特許実績
全体産業	52.3%	31.7%	-	-
化学物質の製造、化学製品の製造	64.0%	43.8%	1.46	506.77
基礎医薬製品の製造	66.0%	61.3%	1.08	599.32
コンピューター、電子、光学製品の製造	76.9%	57.4%	1.34	890.65
研究開発	79.3%	65.3%	1.21	954.24

3) 他の技術保護制度との関係

- (他の技術保護制度) 2006年以降、営業秘密保護制度の限界を補完するため、特定領域の技術を保護する新しい法律*が制定

* ① 産業技術保護法(2006年)、② 中小企業技術保護法(2014年)、③ 方衛産業技術保護法(2016年)

① 産業技術保護法

- (背景) 企業の営業秘密が侵害された場合*、事後処罰に焦点を当てる不正競争防止法の限界を補完するために制定

* 2014年に不正競争防止法が改正される前には、企業の営業秘密の流出のみ処罰

- (保護対象) 産業競争力の向上及び流出時の国家安全保障・国民経済に悪影響を与えるおそれのある技術(法律で指定、告示、公告、認証)

- 「公開」、「非公開」技術情報は含まれるが、経営情報は含まれない。

- (保護内容) 企業、大学、研究所といったすべての機関の産業技術に対し、非公開情報の流出時の処罰とともに事前予防活動が多数含まれている。

- 不正な手段による流出だけでなく、M&A や輸出など合法的な方法による産業技術の流出も申告及び許可を通じて統制し、3ヶ年総合計画を立案

② 中小企業技術保護法

- (背景) 既存の技術保護法が中小企業の特異性を反映していないため、中小企業の技術保護力量を強化するための基盤及び支援根拠を整備

- (保護対象) 中小企業が保有している経済的な価値のある技術または経営上の情報で、「公開」、「非公開」の技術・経営情報が含まれる。

- (保護内容) 「非公開」の技術・経営情報の侵害に対する行政調査が可能で、調停・仲裁の勧告及び行為の中止など、是正勧告が可能

- 技術寄託制度の活用支援、海外に進出する中小企業の技術保護支援、広報や教育など事前予防活動及び3ヶ年支援計画立案

③ 防衛産業技術保護法

- (背景) 国家の安全保障のために防衛産業技術の体系的な保護が必要であるが、様々な法律で管理されているため、管理不備が懸念
- (保護対象) 国家安保のために保護しなければならない技術(指定・告示)
 - 「公開」、「非公開」技術情報は含まれるが、経営情報は含まれない。
- (保護内容) 防衛産業技術の流出時の行政調査、処罰、輸出統制などが含まれ、5ヶ年総合計画を立案
 - * 防衛産業体に対する外国人投資は、「外国人投資促進法」により統制

□ 営業秘密保護制度との比較

- (類似点) 非公開の産業技術・防衛産業技術は営業秘密の技術情報と、非公開の中小企業技術は営業秘密の技術・経営情報と重複
 - 営業秘密との重複領域に各保護制度を適用し、保護を強化

【産業技術と営業秘密の関連性】

- ▶ (判決文の分析) 最近5年間の産業技術違反に対する刑事判決を分析*した結果、約54%の事件が産業技術と営業秘密の侵害の疑いで同時起訴・判断された。

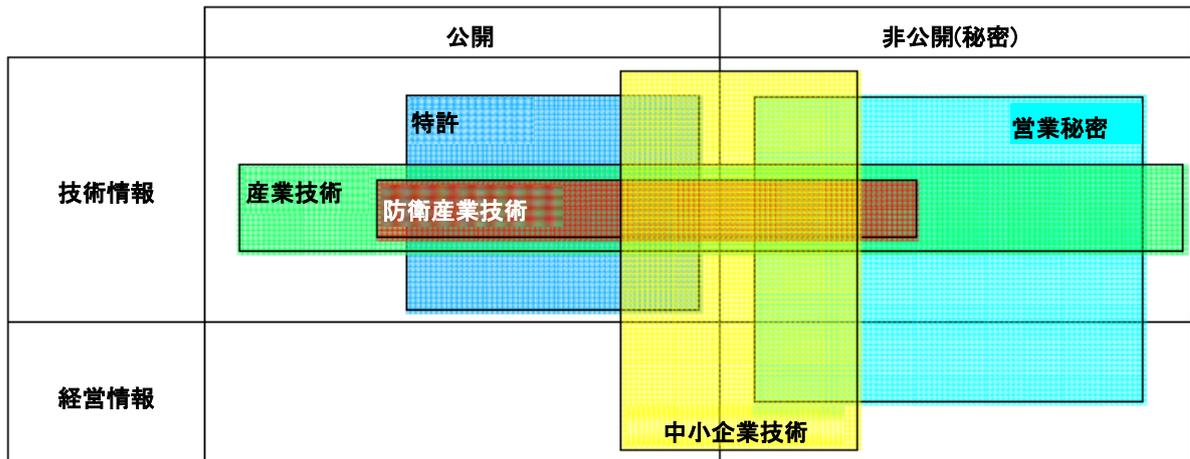
* 19件(1審基準)を分析した結果、被告41人のうち22人(54%)が産業技術及び営業秘密の侵害で起訴

<産業技術保護法の違反に対する刑事判決の適用法条(人)>

区分	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	計
産業技術のみ適用	1	3	2	9	4	19(46%)
産業技術・営業秘密	1	3	10	6	2	22(54%)
計	2	6	12	15	6	41(100%)

- (相違点) 産業技術保護法の立法目的は「産業競争力」と「国家安保」、防衛産業技術保護法の立法目的は「国家安保」という公的利益
 - 一方、不正競争防止法と中小企業技術保護法には、個別企業などの技術・経営情報の保護という私的利益を保護する側面がある。
 - また、不正競争防止法は非公開情報の不正な流出のみ処罰するが、その他の法律は公開された技術や輸出など、合法的な手段による流出も統制

□ 技術保護制度間の関係図



4) 営業秘密保護基本計画の立案範囲

☞ 最初に立案される営業秘密保護計画は、「不正な方法」で流出される「非公開技術及び経営情報」を保護するための対応策を中心に立案

ウ 不正競争行為の概念及び立案範囲

1) 不正競争行為の概念

□ (意義) 商品・営業主体の混同を招く行為など、他人の成果を不正に侵害する 13 種類の行為を不正競争行為と規定(不正競争防止法第 2 条第 1 号)

類型	内容	関連条項
混同誘発	氏名、商標などを無断で使用し、他人の商品・営業と混同させる行為	イ、ロ目
希釈行為	他人の氏名、商標などを使用し、識別力・名誉を損傷する行為	ハ目
誤認誘発	製品の原産地・出所・品質などを誤認させる行為	ニ、ホ、ヘ目
代理人の不正使用	国際性を持つ商標の代理人・代表者が商標を無断使用する行為	ト目
ドメインの不正使用	他人の氏名、商標などと類似したドメイン名を不正使用する行為	チ目

類型	内容	関連条項
模倣行為	他人が開発・製作した商品形態の模倣またはアイデア奪取行為	リ、ヌ目
データの不正使用*	データを不正な手段で取得・使用・提供するなどの不正使用行為	ル目
肖像などの無断使用*	他人の肖像などを営業のために無断で使用し、経済的な利益を侵害	ヲ目
その他成果盗用	他人の成果などを無断で使用し、他人の経済的な利益を侵害する行為	ワ目

* データの不正使用及び有名人の肖像などの無断使用行為は、改正法律に追加(2022年、施行予定)

□ (救済手段) 行政調査*及び是正勧告、民事上の侵害禁止または予防請求・信用回復措置、営業上の損害に対する賠償請求可能

* ドメイン名の不正取得行為、その他成果盗用行為は、行政調査及び是正勧告の対象外

- ドメイン名の不正取得行為、アイデア奪取行為、その他成果盗用行為を除いた不正競争行為に対しては、刑事処罰*可能

* 3年以下の懲役または3千万ウォン以下の罰金

2) 他の法令との関係

□ (他の法令との関係*) 関係法令で権利として保護されない不正競争行為による被害を、不正競争防止法で幅広く保護可能

* 不正競争防止法第15条で他の法律との関係を規定

① 商標法及びデザイン保護法

- (目的) 一定条件を備えて登録した商標、デザインに対する独占的な権利を形成して保護
- (関係) 登録された権利は、商標法及びデザイン保護法により優先的に保護、不正競争防止法は登録の有無に関係なく不正競争行為を規定
 - 登録された商標であっても、不正競争の目的で使用する場合は、商標権の効力が及ばない。

② 農水産物品質管理法

- (目的) 安全で、競争力の高い農水産物を生産・供給できるように、地理的な表示制度、品質管理制度、原産地表示制度などを規定
- (関係) 農林部・海洋水産部に登録された地理的な表示権に対する権利救済には、農水産物品質管理法を優先適用
 - 登録されていない地理的な表示に対する原産地虚偽表示、出所誤認誘発行為などは、不正競争防止法により保護可能

③ 著作権法

- (目的) 著作権、著作隣接権を保護し、著作物の公正な利用を図ることで文化及び関連産業の発展に貢献
- (関係) 著作権法は著作物を保護するために複製・送信などの行為を規制、不正競争防止法は具体的な取引における誤認・混同行為を規定

④ 独占規制及び公正取引に関する法律

- (目的) 市場支配的な地位の濫用と過度な経済力の集中を防止し、不当な共同行為及び不公正取引行為を阻止し、自由な競争秩序を維持する。
- (関係) 公正取引法は競争者の少ない寡占・独占状態を規制、不正競争防止法は多数が競争する市場における競争秩序を規制

⑤ 表示・広告の公正化に関する法律

- (目的) 虚偽、欺瞞などの不当な表示・広告を規制し、消費者を保護
- (関係) 誤認を誘発する表示・広告行為などには、表示広告法が優先適用され、不正競争防止法は補充的に適用

⑥ 下請取引の公正化に関する法律

- (目的) 下請取引の公正な秩序を確立し、親事業者と下請事業者が対等な地位で取引できるように誘導
- (関係) 下請関係で、技術資料の要求など不当行為が発生する場合には下請法が優先適用され、不正競争防止法は補充的に適用

3) 不正競争防止基本計画の立案範囲

☞ 他の法律で規制できない他人の成果などに無断便乗する不正競争行為を防止する対策を中心に立案

3. 立案経過

- 国内外の経済環境及び主要国の政策動向の収集・分析(2020. 11. ～)
 - 海外資料の収集、産学協力団・理工系教授・企業などを対象にインタビュー
 - 営業秘密侵害時の処罰に関する量刑基準セミナー(2021. 8.)
 - 技術覇権時代における政策立案方向の定立に向けた国会政策討論会(2021. 9)
 - 不正競争防止法の改正方向に関するセミナー(2021. 12.)
- 「不正競争防止・営業秘密保護基本計画立案推進団」発足・運営(2021. 4.)
 - 産業界・学界・法曹界など、約 30 人の民間委員を中心に、^① 技術保護、^② 不正競争防止、^③ デジタル・国際協力の 3 つの分科委員会を運営(毎月 1 回)
- 「2021 年不正競争防止・営業秘密保護実態調査*実施(2021. 7～9.)
 - * (営業秘密) 1,068 社の企業、105 の大学・公共研究機関を対象に調査実施
(不正競争) 1,250 社の事業体、1,000 人の消費者を対象に調査実施
- 中央行政機関及び地方自治体が所管分野の不正競争防止及び営業秘密保護に関する政策課題を作成・提出(2021. 8.)

[Part II]

第1次不正競争防止及び営業秘密保護基本計画

営業秘密保護部門

1. 推進背景

◇ 営業秘密は企業の競争力維持、生存及び成長の核心

- 企業にとって**営業秘密**は、特許や著作権などで十分保護されない技術・経営情報を保護することで、**特許や著作権などを補完する**役割をする。
 - **営業秘密を活用し、より柔軟な技術保護戦略の推進**ができるという意味で、**企業は営業秘密の戦略的な重要性***を認識している。
 - * (米) R&D 遂行企業を対象に重要視する知識財産の種類についてアンケートを実施した結果、営業秘密が 76.1%、特許が 49.4%(2021 年、アメリカ国立科学財団 (NSF))
- 企業が保有している**営業秘密は、競争者が製品やサービスを模倣することを遮断し、差別化された経営戦略の推進**ができるようにするなど、
 - **企業が競争力を維持しながら生存・成長**していく上で**核心的な役割**をする。
 - * コカ・コーラは原液の成分を営業秘密として管理し、130 年以上競争力を維持している。
 - ** 2019 年に始まった L 社と S 社のバッテリーを巡った営業秘密の紛争は、2 兆ウォンに達する巨額の金額で合意終決 (2021. 4.) されるなど、企業の営業秘密の重要性が強調されている。

◇ 営業秘密の保護は、個別企業を超え国家の経済発展にも貢献

- **営業秘密保護制度は、企業の技術・経営情報の対外流出のリスクを減らし、企業間の技術取引、合作投資、M&A といった開放型革新*の基盤を形成**
 - * 営業秘密の保護は、独占ノウハウと専門知識の共有を促進 (2014 年、国際商業会議所 (ICC))
 - 企業による R&D 投資の活性化にもつながり、**国家全体の革新水準を高めることに貢献**
- **外国人投資を誘致する際、先端産業や R&D センターなど革新投資の誘導にも有効に作用**
 - * 37 ヶ国を対象に営業秘密の保護水準と経済成果指標との関連性を分析した結果、R&D 投資、外国人投資の確保などの面で正の相関関係 (2014 年、OECD)

◇ 技術覇権の競争中、営業秘密の海外流出は国家経済安保の脅威

- 技術を武器にした国家間の覇権競争が加速する中、技術・経営上の営業秘密の海外流出は国家安保を揺るがすイシューとして登場
 - 民間企業が保有している AI・5G・半導体といった先端技術は、民軍兼用(dual use)であるため、営業秘密の流出は軍事的な脅威
 - 企業の経営情報(事業計画、顧客情報、在庫量など)を取得すると、供給網の把握や技術開発戦略の推定が可能
- アメリカや日本など主要国は、企業の営業秘密の海外流出を国家経済及び安保の問題として認識し対応
 - * (米) 産業スパイによる営業秘密の流出を防ぐために、連邦経済スパイ法(EEA)を制定し(1996)、産業スパイを探し出すことを目的に「China Initiative」を推進(2018.11.)
 - * (日) 三菱電気は、技術流出の防止などの業務をする経済安保担当役員を新設(2020.9.)

◇ 営業秘密の重要性が高まり、保護に向けた体系的な政策が必要

- 営業秘密の重要性はますます高まっており、国境を越えた資本・人材の自由な移動、デジタル技術の発達などにより、流出の危険も上昇
 - * (韓) S社の協力会社であるD社の職員Aは、不当な人事などを理由に退社したが、その際S社の核心技術(営業秘密)を流出し、中国会社に転職しようとしたことが摘発され、執行猶予4年(2018)
 - * (米) M社のR&D職員3人が、中国のH社に転職し、無線機に関する営業秘密を侵害した事件に対し、地方裁判所は7.6億ドル(約9千億ウォン)の損害賠償判決(2020)
- 自国企業の競争力維持と国家経済・安保のために、世界主要国は2010年代半ばから営業秘密保護制度を競って強化
 - 韓国も今まで事後処罰を中心に強化してきたが、営業秘密は一度流出されると取り戻すことができないため、事前予防政策の強化が必要

☞ 中長期計画立案による体系的な営業秘密保護政策の推進が必要

2. 政策環境の分析及び推進方向

ア 韓国における営業秘密保護制度の発展の流れ

- (導入背景) 企業の研究開発投資と海外先端技術の国内移転を促進し、海外投資を誘致することを目的に、1991年に初めて導入
 - 国際的に知識財産権の保護に関する貿易協定の議論*が行われる中、通商摩擦を減らすという外部的な影響も作用
 - * 1986年の韓米通商交渉で営業秘密保護に合意し、WTO/TRIPS(知的所有権の貿易関連の側面に関する協定)にも先進国の要求を反映し、営業秘密保護制度を導入
 - (今までの改善方向) 導入以来、① 海外流出防止の強化、② 侵害行為に対する処罰の強化、③ 執行組織の拡大、④ 事前予防活動の強化の側面で改善
- ① 海外流出防止の強化
- 1997年、韓国の大企業の元研究者・現研究者が64M DRAMの核心技術を台湾の競争社に流出しようとした事件を契機に保護を強化
 - (1998年の改正) 海外流出の加重処罰、現職だけでなく元職員も処罰*、国家安保・公共利益に必要な場合は非親告罪**を適用するなど、規定を改正
 - * (以前) 現職員/懲役3年→(改正) 元職員・現職員/海外流出7年、国内流出5年
 - ** 2014年の改正時、親告罪の規定を全面削除し、非親告罪に転換
 - 営業秘密保護内容の比重が大きくなり、法の名称を「不正競争防止法」から「不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律」に変更
- ② 侵害行為の要件緩和及び処罰強化
- (営業秘密の要件緩和) 秘密管理の度合を「相当な努力」(1998)→「合理的な努力」(2015)→「合理的な努力」を削除(2019)

- (処罰対象の拡大) 大学や研究所など非営利機関の営業秘密流出者に対し、民事訴訟しかできなかったことを**刑事処罰にまで拡大**(2013)
- (罰則強化) 1997年に海外/国内流出7/5年の懲役だった罰則を2回に渡って改正し、**海外/国内流出15/10年の懲役に強化**
- (損害賠償額の引き上げ) **故意侵害に対する3倍の懲罰賠償**を導入し(2019)、**権利者の生産能力の超過分も賠償**するように改善(2021)

③ 執行組織の拡大

- 警察庁の**産業技術保護捜査チーム**運営(2010～)、中小企業ベンチャー部の中小企業技術(営業秘密の要件を備えた場合)侵害行為行政調査運営(2018～)
- 特許庁に営業秘密及び特許捜査のために**産業財産特別司法警察**を新設*(2019.3)、組織・人員を拡充し、**技術警察を発足**(2021.7、1課47人→2課・1チーム58人)
 - * 営業秘密・特許・デザインなどに関して刑事立件742人、送検271人(2019.3~2021.5)

④ 事前予防活動の強化

- (制度基盤構築) 事後処罰より営業秘密の流出に対する**事前予防**に焦点を当て、**教育・広報事業を実施する法的根拠を整備**(2009)
- (原本証明サービス) 営業秘密が記載された電子文書の固有の識別値を原本証明機関に登録し、紛争時に保有者及び保有時点の立証に活用(2010)
 - * 原本証明を受けた場合、登録時点と記載内容に法的推定力を付与(法第9条の2)
- (「**営業秘密保護センター**」の設置) 企業や大学などに**営業秘密保護**を支援する**専門機関**を設置(2012、特許情報院)→**知識財産保護院***に移管(2019)
 - * 営業秘密・特許・商標・デザインなど、知識財産保護に対するワン・ストップサービス提供
 - 営業秘密の流出を予防する教育及び広報、コンサルティング及び管理システムの普及、被害企業に対する法律相談、証拠を確保するためのデジタルフォレンジック(2021～)など支援
- (中長期保護計画) 事前予防の強化に向けた体系的な**実態調査の実施**、**基本計画(5ヶ年)及び施行計画(毎年)**を**立案・施行**するように改正(2021)

イ 主要国の政策動向

- ◆ 主要国は、① 営業秘密の保護及び執行の強化、② 外国人投資の制限、③ 技術輸出の統制、④ 人的交流の制限などにより、営業秘密を保護

国家安保の観点で営業秘密の保護・執行の強化及び技術移転の統制

- (連邦営業秘密保護法*制定) 連邦裁判所に民事訴訟可能(既存は州裁判所)及び一方的な差し押え手続きの新設、法人の罰金引き上げなど、保護水準を強化(2016)
 - * 連邦法の制定後、営業秘密訴訟が急増: (2016)860件→(2018)1,399件(2019、WIPO Symposium)
- (執行) 中国の産業スパイに対する捜査及び処罰強化(2018、China Initiative)
- (外国人投資の制限) 軍事・敏感施設だけでなく、先端技術に対しても投資やM&Aなどを制限(『外国投資リスク審査近代化法(FIRRMA)』制定、2018)
- (技術輸出の統制) 半導体やAIなど、14大安保核心技術指定(『輸出管理改革法(ECRA)』改正、2018)→競争国企業に対する技術輸出の規制(2019)
- (人的交流の制限) 先端技術分野における中国人留学生のビザ期間を短縮(5年→1年、2018)、中国軍部と関係のある研究人材の入国禁止(1千人のビザをキャンセル、2020)
 - 政府R&D研究者の外国資金支援隠ぺいに対する調査(国立衛生研究所(NIH)、54人辞職及び解雇、2019)、海外人材誘致プログラムへの参加も禁止(2019、NSF)
- (サイバーセキュリティ) サイバーセキュリティを強化するため、バイデン政権が行政命令*を発動(2021)
 - * 連邦政府のサイバー安保の現代化、情報共有障壁の除去、ソフトウェア供給網の改善など

向上された技術力をベースに営業秘密の保護及び輸出統制を強化

- (営業秘密の保護) 営業秘密の故意侵害時に、5倍の賠償制度(懲罰賠償)と没収制度を導入し、法定賠償金も引き上げ(5億ウォン→8.5億ウォン、2019)
 - 営業秘密侵害行為の調査及び処理、「営業秘密保護センター」設立推進(2020.6)

- **(輸出投資の制限)** AI やドローンといった**先端技術の輸出統制**、国家安保を脅かす外国企業及び個人を制裁する『**輸出統制法***』施行(2020.12)
 - * 既存の『輸出統制条例』を法制化、中国を対象にした輸出統制濫用国家に対する報復措置を規定

経済安全保障組織の新設など、技術流出の防止に向けた取組を強化

- **(営業秘密の保護)** 営業秘密の**海外流出時**、**加重処罰***と**侵害収益の没収**、営業秘密侵害製品の流通行為に対する処罰などを新設(2016)
 - * **(既存)** 個人は1千万円、法人は3億円→**(強化)** 個人は国内2千万円・海外3千万円、法人は国内5億円・海外10億円
- **(外国人投資の規制)** 外国資本が**核心産業***の株式の**1%以上**(既存は10%)を取得する際、**事前申告義務**を新設(2020)
 - * 武器、航空、宇宙、原子力発電、民・軍兼用技術、サイバー安保、通信など12の産業部門
- **(研究人材の管理)** 留学生の**ビザ発給審査**を強化(2021)し、政府が研究費を支援する大学・研究所に対する**外国資金支援の有無の公開義務**を新設(2022)
- **(安保組織)** 全省庁に**経済安保の指示**ができる**経済安保相**を新設、**技術流出の防止**を目的に**経済安全保障法の制定推進**(2021)

営業秘密の保護や外国人投資などに対する加盟国の共同対応の強化

- **(営業秘密の保護)** 域内加盟国別に異なる**営業秘密保護規定を整備**し、『**EU 統合営業秘密指針***』新設(2016)
 - * 営業秘密の定義、適法・違法取得、使用・公開、保護方法・水準、救済方法など
- **(外国人投資の規制)** 複数の加盟国に影響を与える**外国人の合併買収審査**時に、**EU 及び関連国と協議**する制度を**施行**(2020)
- **(研究人材の管理)** イギリスは大学院の留学生を対象に、**サイバーセキュリティや航空などの科目を受講**する際に**セキュリティ検査**(Security Check)を実施(2020.10)
- **(人材流出の防止)** ヨーロッパの**AI 科学者のアメリカ企業への流出を防ぐ**ため、**ヨーロッパ主要国(11カ国)**に**AI 研究所(ELLIS)**を設立(5年間2.2億ユーロ投資、2018)

- (保護水準) 営業秘密保護制度を導入してから 30 年が経っているが、韓国の営業秘密の保護水準は依然として低いと評価
 - * 2021 年スイスの IMD が評価した韓国の知識財産の保護水準は、64 ヶ国のうち 36 位(中国 35 位)
 - * 韓国の営業秘密の保護水準に対する国民の認識は 6.3 点(10 点満点)(2021、特許庁実態調査)
- (経済的な被害) 営業秘密の流出による経済的な被害は、GDP の 1~3%水準*で、韓国の保護水準を考慮すると、最大 60 兆ウォンに達すると推定
 - * 先進国の営業秘密の流出による被害は、GDP の 1~3%水準(英国の知識財産庁(2021)、アメリカの IP Commission(2017))
 - これは R&D 投資規模(2021 年、100 兆ウォン)全体の半分以上
- (流出被害及び対応) 2021 年の実態調査によると、調査対象企業の 11.1%が流出被害を経験し、1 社当たり平均被害規模は 8.9 億ウォン
 - * 海外流出の経験は、調査企業の 3.8%、1 社当たり平均被害規模は 24.4 億ウォン(2016、特許庁実態調査)
 - (流出者及び方式) 流出者は、内部者(退職者 61.3%、在職者 16.8%)が最も多く、流出事件の 7.6%は外部のサイバーハッキングにより発生
 - (対応) 警告書の発送が 42%で最も多く、刑事告訴は 10.1%、民事訴訟は 8.4%、対応しない割合も 23.5%
 - 対応をしない理由は、被害事実の立証が難しく(71.4%)、時間と費用がかかる(35.7%)。また、相手企業と関係を維持したい(17.9%)理由も影響
 - 流出に対応する際、難しい点は、被害事実の証拠収集(68.9%)、被害規模の算出(30.3%)など
- (民事訴訟) 最近 3 年間(2017~2019)、1 審判決(年平均 98 件)の中で営業秘密の侵害が認められた事例は 7%に過ぎず、損害賠償額は 62 百万ウォン(中央値)と低い水準
 - * 裁判所は営業秘密に関する民事事件の正確な統計を提供していないため、収集できる判決文の範囲内で分析(2020、特許庁の判決文分析)

- 侵害された営業秘密の類型は、経営情報 34.5%、技術情報 29.1%、技術・経営情報の混合が 16.4%(残りは不明確)。
- (刑事訴訟) 最近 5 年間(2015～2019)、検察が処理した事件の起訴率は約 9.7%(国内流出: 8.9%、国外流出: 26.8%)と低い水準(2019 年、全体刑事事件の起訴率は 29.6%)

区分		2015 年	2016 年	2017 年	2018 年	2019 年	計
営業秘密侵害処理 /起訴(人) * 出所: 年度別検察年鑑	国内	911/133	1,057/60	980/68	882/76	837/78	4,667/415
	国外	46/22	25/13	23/2	93/15	48/11	235/63
	小計	957/155	1,082/73	1,003/70	975/91	885/89	4,902/478

- 最近 3 年間(2017～2019)、刑事 1 審での無罪率は 34.5%*と高く、有罪の場合は 2 年以下の懲役、執行猶予(75.3%)が大多数(2020、特許庁の判決文分析)
 - * 2018 年、刑事全体の 1 審裁判の無罪率は 3.41%(司法年鑑)
- (企業の営業秘密の管理) 営業秘密の保護の必要性及び方法に対する認識が薄く、役職員の営業秘密の流出に対する管理が不備(2021、特許庁実態調査)
 - 営業秘密の保護要件を知らない企業が 52%に達し、担当者は平均 0.4 人(中小企業は 0.17 人)に過ぎない。
 - 従業員と転職禁止約を締結している割合は 36.5%と低く、保護教育の実施率は 50.8%、中小企業が営業秘密の保護に使う年平均支出は約 2 千万ウォン
 - 営業秘密管理指針の保有及び遵守企業は、32.7%(2020、特許庁実態調査)
- (大学・公共研究機関の営業秘密の管理) 営業秘密に対する認識不足、研究セキュリティ予算不足、公共研究機関に比べ大学のセキュリティ活動は不備(2021、特許庁実態調査)
 - 営業秘密の定義及び要件を認知している機関は 31.4%に過ぎず、研究副産物を個別の研究者が任意で管理する割合が 49.5%
 - 外部者の入退室管理をする大学は 56.6%に過ぎず(公共研究機関は 90.2%)、ほとんどの大学及び公共研究機関のセキュリティ予算は 5 千万ウォン未満で、足りないと回答

エ 今後の政策方向(課題及び考慮事項)

- ◇ 最初に立案される営業秘密保護基本計画は、5年間の長期計画
 - ☞ 今まで営業秘密保護政策の推進過程で発生した問題点を補完し、対外的・対内的な環境変化を考慮し、今後の政策方向を立案する必要がある。

1) 今までの営業秘密保護政策の問題点

Ⅱ 事前予防より事後処罰の強化にフォーカス

- 1991年営業秘密保護制度の導入後、主に刑事処罰の範囲を拡大し、処罰を強化する方向で制度を改善
 - しかし、証拠確保の難しさ、執行機関の技術専門性の不足などで、無罪率が高く、処罰も軽いなど、営業秘密の流出抑制に限界
- 営業秘密の特性上、流出・公開されるとその価値を喪失するため、事前予防が何より重要
 - 営業秘密保護センターなど、様々な省庁の専門機関が事前予防活動を実施しているが、予算規模が小さく*、営業秘密保護支援の法的根拠も乏しい。**
- * 中小ベンチャー企業部、産業通商資源部、特許庁の事前予防年間予算は約90億ウォンで、政府のR&D支援予算(2021年27.4兆ウォン)の0.03%水準
- ** 営業秘密保護センターを設置する法的根拠がなく、支援事業は研究・教育・広報のみ規定(第2条の5)

Ⅲ 企業中心で、大学・研究所に相対的に不備な保護対策

- 大学・研究所の技術移転、企業との共同研究など産学協力活動*が増加し、企業に準ずる営業秘密管理体系が必要
- * 大学の技術移転件数(科学技術部)：(2015)4,017件→(2019)4,818件/2019年政府のR&D執行額(17.8兆ウォン)の中で産学研の共同研究課題執行額は22.3%(3.9兆ウォン)

- 大学・研究所における営業秘密の流出も処罰するように法を改正(2014)したが、**大学・研究所の営業秘密管理認識は低く、政府の支援も不足**
 - * 大学は営業秘密に対する理解度が低く、予算及び研究費の支援などの限界でセキュリティシステムの構築が容易ではない(2021.5、C大学など4大学とのインタビュー)。
- **企業に比べ、セキュリティインフラと認識が相対的に乏しい大学・研究所から、国家の核心技術を含めた営業秘密の流出が増加するおそれがある。**
 - * K大学のL教授は、国家核心技術で営業秘密の自律走行技術の研究資料を中国に流出した疑いで起訴され、懲役2年執行猶予3年宣告(2021、第1審)
 - * 政府出捐研究機関所属のA研究員は、産業技術で営業秘密の風力ブレード技術を中国に流出した疑いで起訴され、懲役1年執行猶予2年宣告(2021、第2審)

③ サイバーハッキングなど、デジタル環境における不備な保護対策

- **ハッキング攻撃手法の知能化・多様化により、韓国におけるハッキング発生件数*は持続的に増加しており、最近では海外の組織的なハッキング集団も活発に活動**
 - * 韓国ハッキング発生(件)：(2014)1,648→(2016)1,847→(2018)2,178→(2020)3,176(年度別警察統計年譜)
- **資金・人手不足の中小企業は、情報セキュリティに対する認識及び力量が低く、ハッキングにも弱い***。大学・公共研究機関もハッキングへの対策が不備**
 - * 2018～2021.8月まで、ハッキング被害企業の91%が中小企業(2021、インターネット振興院)
 - ** 研究セキュリティ予算のない大学/公共研究機関の割合が、それぞれ29.6%/25.5%(2021、特許庁実態調査)
- 今まで関連省庁の**技術保護中長期計画で、サイバーハッキングなどデジタル環境における保護対策はやや不備**

④ 執行組織を含めた省庁間の連携不足

- **技術保護政策及び執行機能が多数の省庁に分散*され、迅速かつ一貫性のある政策決定と強力な執行力の確保に限界**
 - * 政策：産業通商資源部、中小ベンチャー企業部、国防部、特許庁など/執行：中小ベンチャー企業部、検察、警察、情報機関、特許庁など

- 検察、警察、情報機関、中小ベンチャー企業部などが、それぞれ専門機能を遂行しているが、**多様な専門性を要する事件の迅速かつ効率的な処理に限界***
 - * 検察、警察、情報機関は情報収集及び捜査に、中小ベンチャー企業部などは調査に専門性を持っているが、事件処理に求められる技術的な判断が難しいのが現実
- 技術の高度化、侵害・流出手法の多様化により、適切な対応のために**技術・情報収集・捜査専門性がすべて求められている状況**

2) 対内外環境の変化

Ⅱ デジタル転換と第4次産業革命の加速化

- IoT、センサーなどを通じて集められた**不特定の大量・異種のビッグデータは、デジタル転換の核心要素**であるが、特許のような**権利付与方式の保護は困難**
 - * 定型化したデータベースは著作権で保護されるが、大量・異種のビッグデータとは相違
- **秘密として管理されている場合は営業秘密として保護**されることができ、**特定多数に提供される場合は不正競争行為***を防止して保護
 - * 不正競争防止法の改正により、限定的に提供されるデータの不正使用行為を規制(2021. 11)
- **デジタル転換と第4次産業革命は、AI とデータを中心にサービス産業の画期的な発展**をもたらし、**営業秘密の重要性はさらに高まる見通し**
 - これはサービスの革新が**特許より営業秘密として保護される傾向**があるため
 - * 企業調査(3,444社)の結果、特許及び営業秘密の保有割合は、製造会社の場合はそれぞれ39.2%と33.0%で同じ水準だが、サービス会社の場合はそれぞれ11.3%と32.6%で営業秘密を選好(2019、日本産業経済研究所)
 - * サービス革新企業は、営業秘密に依存する傾向がある(2017、欧州連合知識財産庁)。
- しかし、**AI 技術は特許獲得に長い時間**がかかる一方、**革新速度が非常に早い**ため、**特許よりは営業秘密に依存する傾向**が続く。
 - * 大企業であるP社は、AI技術のノウハウの流出を懸念し、ほとんどのAI活用技術(94%)を営業秘密として管理(2019年度P社全体技術の特許比重は56%)

② グローバル技術覇権競争の深化

- 世界各国は産業政策と安保政策を連携し、安保上重要な産業・技術を特定し、それらに関する開発と流出防止に総力を傾けている。
 - * (米) 新規半導体工場に 520 億ドルの補助金投入、半導体など 4 大分野の供給網確保戦略立案(2021)
 - 、
 - (EU) 半導体産業に 1,500 億ユーロ投資(20%のシェアを目標)(2021)、(中) 技術自立に向けた『双循環戦略』(2020)
- このような流れの中で、米・日・EU などでは 2015 年から 2017 年にかけて、営業秘密に対する集中的な制度改善を実施
- 特に、AI・5G・半導体といった民軍兼用の先端技術の確保が経済・軍事的な覇権の核心として浮上し、国家間の技術確保を巡った競争が激しくなっている。
 - 短期間で技術格差を克服するため、営業秘密を奪取する目的で行われる海外企業の M&A、専門人材の流出、産業スパイ、サイバーハッキングなどの増加が予想
 - 美・中・日・EU が半導体やバッテリーなど戦略品目の自給率を高めようとしているため、韓国の核心技術と人材の流出が深化するおそれがある。
 - * (EU) スウェーデンのバッテリー会社であるノースボルトは、30 人以上の韓国人と日本人を雇用(2019)
 - (中) 半導体メーカーである P 社は、韓国大企業の経歴の高いエンジニアを対象に採用実施(2019)
- また、先端技術が流出された国家や企業などは、アメリカなどが主導する共同研究、グローバル供給網から排除されるおそれがある。
 - * ノキア(Nokia)は、オープンラン技術標準化協議体に所属した中国企業がアメリカの輸出統制企業リストに含まれたことを理由に技術開発協力を暫定中断(2021.9)

③ 日常化するサイバーハッキングの危険性

- コロナ禍により、「働き方」と「働く空間」は「在宅勤務」と「オンライン空間」に変化し、コロナ終息後も変わらない見通し
 - 在宅勤務はオフィス勤務よりセキュリティに弱い環境が形成され、サイバー上の営業秘密の流出可能性が増加
 - * データ流出事故の約 20%が遠隔勤務時に発生(2021、IBM セキュリティ)

- メタバース、5G、スマート工場、自律走行などといったデジタル転換と第4次産業革命への転換により、デジタル資料の生成及び保管が増加
 - デジタル資料のオンライン移動が拡大し、営業秘密のサイバーハッキングの危険も増加

④ 多者/両者間の交渉における営業秘密関連議論の加速化

- 両者及び多者間のデジタル協定の推進*により、国境を越えたデータの自由な移動が増え、営業秘密の重要性もアップ
 - * USMCA(2018)、CPTP(2018)、日米デジタル協定(2019)、デジタル経済パートナー協定(DEPA、2020)など
 - 営業秘密の保護を強化する条項が登場し、国内規範が強化された国際規範と調和を成すように事前準備が必要

⑤ 知識基盤産業の成長及び民軍兼用技術の拡大

- デジタル転換、第4次産業革命、技術覇権競争の深化などにより、企業と政府は先端技術産業に集中投資
 - 国家経済における知識基盤産業の重要性の拡大及び技術基盤創業の増加*は、このような流れを加速化させる見通し
 - * 最近4年間、技術基盤のスタートアップは20.1%増加：(2016)19.1万社→(2020)22.9万社(2021、中小ベンチャー企業部)

〈知識財産集約産業が経済と雇用に及ぼす影響〉

(単位：%)

区分	アメリカ(2014)			ヨーロッパ(2014~16平均)			韓国(2011~14平均)		
	雇用寄与度	GDP寄与度	賃金プレミアム	雇用寄与度	GDP寄与度	賃金プレミアム	雇用寄与度	GDP寄与度	賃金プレミアム
▪ 知識財産集約産業	18.2	38.2	46.4	29.2	44.8	47	29.1	43.1	51.1

* 寄与度：集約産業/全体産業、賃金プレミアム51.1は、集約産業の賃金が51.1%高いという意味
(出所：アメリカ特許庁(2016)、欧州連合知識財産庁(2019)、知識財産研究院(2018))

- 先端技術はほとんどが民軍兼用に活用されるため、企業や研究所の営業秘密流出防止に政策的な取り組みをさらに集中させる必要がある。

3. 営業秘密保護のビジョン及び戦略

【ビジョン】

営業秘密保護強化による革新基盤の構築及び国家競争力の引き上げ

【目標】

- ◆ 韓国の営業秘密保護水準の向上
 - * 保護水準に対する国民認識(10点満点): 6.3点(2021)→7.0点(2026)
- ◆ 営業秘密保護強化による経済的な被害予防
 - * 営業秘密の流出による経済的な被害額: 最大GDPの3%(2021)→GDPの1%(2026)
- ◆ 企業における営業秘密管理体系の構築拡散
 - * 全体企業の営業秘密流出防止指針の遵守率: 32.7%(2020)→50%(2026)

3大戦略	核心政策課題
1 営業秘密の流出防止に向けた事前予防の強化	1 中小企業・大学・公共研究機関における営業秘密保護の死角解消 2 営業秘密保護認識の向上及び生態系の形成 3 海外における韓国企業の営業秘密保護基盤の構築
2 新しい環境変化に対応できる営業秘密保護基盤の構築	1 営業秘密の海外流出の防止に向けた政府を挙げた取り組み 2 核心研究人材の海外転職防止に向けた支援強化 3 デジタル転換の加速化による営業秘密保護対策の策定
3 営業秘密の流出に対する多角的な対応力の引き上げ	1 営業秘密の流出に対する迅速かつ効率的な捜査・調査体系の構築 2 流出被害を受けやすい中小企業の対応力量の支援強化 3 営業秘密関連紛争の有効な解決に向けた制度の先進化

4. 戦略別推進課題

Ⅰ 営業秘密の流出防止に向けた事前予防の強化

Ⅰ-1

中小企業・大学・公共研究機関における営業秘密保護の死角解消

現況及び問題点

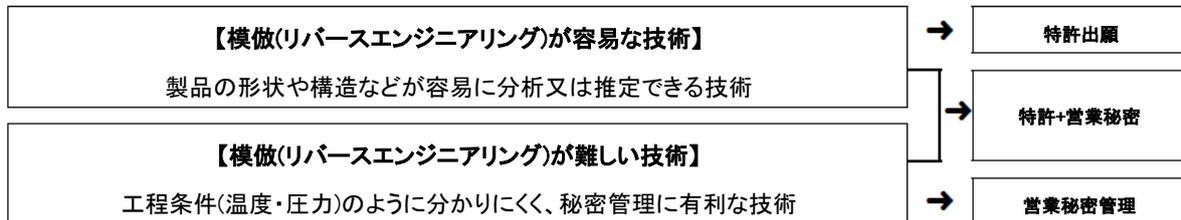
- 中小企業は、知識財産を保護する**営業秘密の活用・保護水準が低く**、費用問題、担当者不足などを理由に**事前予防への投資に消極的**
 - * 62%の企業が技術を保護するために営業秘密の活用戦略が必要だと回答したが、ハードルとして52.6%が専門人材の不足、45.7%が方法がないと回答(2021、特許庁実態調査)
 - 営業秘密の保護に係る**省庁がそれぞれ支援事業を実施**するなど、**非効率的に運用されるおそれがある**。また、**技術保護だけに集中***し、サービス会社などに対する保護支援は不備
 - * 最近2年間、特許庁の営業秘密深化コンサルティングを受けた110社の企業のうち、製造業が82社(74.5%)、ソフトウェア開発が10社(9%)、サービス業が7社(6%)、卸売・小売業が2社(1.8%)など
- 大学・公共研究機関は特許や論文に比べ**営業秘密の重要性に対する認識が薄く**、**関心があっても研究費の制約***で管理体系の構築に限界
 - * 2次電池の商用技術を保有しているH大学のS教授は、個人予算でセキュリティ設備を構築
 - 特に、企業と共同研究を行う大学は、営業秘密の保護を強化する必要がある。

推進課題

- Ⅰ 戦略的な技術保護に向けた**特許+営業秘密活用戦略の拡散**
 - 研究開発の結果物を保護するために、**特許とともに営業秘密を戦略的に活用***できる方法の普及・教育及び**戦略立案の支援**
 - * IPミックス戦略：技術の特性に合わせて、特許と営業秘密を組み合わせる保護
 - (方法の普及・教育) 技術分野の特性、模倣の容易性、競争社との技術格差などを考慮した**特許+営業秘密活用ガイドの普及及び教育**

- **（戦略立案の支援）** 研究開発の結果物に対する専門家による IP ミックス戦略立案の支援(例示: R&D 課題に特許戦略を支援する際、営業秘密の活用戦略も一緒に提供)

＜IP ミックス戦略(例示)＞



[参照] 外国の特許・営業秘密活用技術の保護事例
<ul style="list-style-type: none"> • [イギリス知識財産庁(2021)] 企業は、製品は特許で保護し、工程(機械工程技術、化学製造技術)は営業秘密で保護することを選好→特許と営業秘密を相互補完的に活用 • [日本特許庁(2015)] 中小企業が技術開発をする際、核心技術に対する特許確保だけでなく、秘密維持が必要な技術のオープン&クローズ戦略支援

② 省庁間協業を通じた効率的な中小企業の営業秘密保護体系の構築

- 中小企業の営業秘密の保護を支援する**省庁間**(中小ベンチャー企業部・産業通商資源部・特許庁など)**協業**(協議体など構成)により、**効率的な予算執行と企業の自律的な参加を誘導**
- **（支援事業の連携）** 省庁間で支援事業の情報共有、事業間連携により、中小企業に総合的な支援*を提供するなど、シナジー創出
 - * 例) 特許庁の営業秘密深化コンサルティングを受けた企業が、物理的なセキュリティシステムの構築を必要とする場合、中小ベンチャー企業部の技術流出防止システム構築事業と連携
- **（優秀企業インセンティブ）** 技術(産業技術、中小企業技術、営業秘密など)保護優秀企業*に省庁相互インセンティブ付与**検討→企業の自律的な参加誘導
 - * (産業通商資源部)セキュリティ力量優秀企業、(中小ベンチャー企業部)技術保護先導中小企業、(特許庁)管理体系優秀企業
 - ** 例) 政府 R&D 事業加点、特許登録料減免、IP 金融評価要素活用など
- **（経営情報などの保護拡大）** 技術情報が相対的に少ないサービス業など非製造業も対象にして、広報強化及びコンサルティング・教育など拡大

㊦ 大学・公共研究機関の営業秘密管理体系の構築

- 産学協力が活発な大学・公共研究機関を中心に、営業秘密管理体系の構築や保護専門家の派遣などを支援
- (秘密管理体系) 産学研共同・委託研究に参加する大学・公共研究機関に営業秘密保護水準診断・深化コンサルティング*、管理ソフトウェア**支援
 - * 秘密管理体系の点検、秘密等級分類、アクセス権限のレベル別設定、学生・研究員などの教育
 - ** 電子文書に秘密等級付与、等級別アクセス権制限、原本証明サービス利用など
- (専門家の派遣) 活発な技術移転、国家主要技術保有など、技術保護が至急な大学・公共研究機関を選定し、営業秘密保護専門家を派遣
 - 地域別拠点(地域知識財産センターなど)にも専門家を派遣し、中小企業を対象に常時支援体系を構築

㊧ 企業・大学・公共研究機関別特性に合った営業秘密管理指針の立案

- 企業・大学・公共研究機関それぞれの設立目的と研究環境を考慮し、管理主体別の営業秘密管理指針を別途立案、提供
 - * (日) 営業秘密管理指針とは別に、大学向けの営業秘密保護ハンドブックを発行(2015)
 - 営業秘密の決定方法、管理方法、チェックリスト、転職禁止約定書など各種契約書、営業秘密侵害事例及び判例など掲載

㊨ 営業秘密流出の事前予防強化に向けた制度的な根拠の拡充

- 営業秘密保護センターの設置、企業・大学・研究所向けの管理体系の構築に対するコンサルティング、法律支援など、事前予防活動の法的根拠の拡充
 - * 現在、営業秘密保護事業は研究・教育・広報など基盤構築(法第2条の5)を規定し、その他事業は大統領令に委任しているが、施行令の条項が制定されていない状態

		(2021年予算基準、単位：百万ウォン)	
区分		特許庁(2,332)	中小ベンチャー企業部(7,133)、産業通商資源部(1,190)
事前予防	コンサルティング	<ul style="list-style-type: none"> 営業秘密保護コンサルティング(600) <ul style="list-style-type: none"> 企業別に裁判所で営業秘密として認められる水準の営業秘密管理体系の構築支援(秘密等級分類、レベル別アクセス権限付与など) 	<ul style="list-style-type: none"> 専門家による現場諮問活動(1,435) <ul style="list-style-type: none"> セキュリティ戦略立案、セキュリティシステム点検、法律相談など技術保護全般に対する診断・諮問 (産業通商資源部)産業技術保護セキュリティドクター(200) <ul style="list-style-type: none"> 企業のセキュリティ全般に対するコンサルティング(管理的・技術的・物理的なセキュリティ)
	文書管理システム	<ul style="list-style-type: none"> 営業秘密管理 S/W 普及(200) <ul style="list-style-type: none"> 営業秘密の保護に特化して開発された S/W 設置及び持続的なサーバー管理 	-
	セキュリティシステム	-	<ul style="list-style-type: none"> 技術流出防止システム構築(1,980) (産業通商資源部)セキュリティインフラ構築(50)
	セキュリティ管制サービス	-	<ul style="list-style-type: none"> 技術モニタリングサービス(1,718) <ul style="list-style-type: none"> ハッキングによる技術流出の兆しを 24 時間モニタリング
	立証負担緩和	<ul style="list-style-type: none"> 営業秘密原本証明サービス <ul style="list-style-type: none"> 営業秘密原本ファイルの電子指紋を原本証明機関に登録、紛争発生時に営業秘密の存在、保有者、保有時点を立証 	<ul style="list-style-type: none"> 技術資料寄託制度 <ul style="list-style-type: none"> 企業の技術資料を寄託機関に保管し、被害発生時に技術開発事実を立証 技術資料取引記録登録 <ul style="list-style-type: none"> 提案書、録音ファイル、電子メールなど技術取引資料を登録・保管し、法的紛争時に活用
事後救済	認識向上	<ul style="list-style-type: none"> 営業秘密教育(52) 広報・懇談会など(221) 	<ul style="list-style-type: none"> 技術保護教育(中小ベンチャー企業部：200、産業通商資源部：440) 広報・カンファレンスなど(270) (産業通商資源部)専門人材育成(500)
	法律相談	<ul style="list-style-type: none"> 流出紛争法律相談(30) <ul style="list-style-type: none"> 被害企業の初期対応を助ける法的救済方法相談 	<ul style="list-style-type: none"> 技術保護支援班・法務支援団(1,045) <ul style="list-style-type: none"> 被害企業に対する法律相談、訴訟支援
	証拠確保	<ul style="list-style-type: none"> デジタルフォレンジック支援(1,229) 	<ul style="list-style-type: none"> デジタルフォレンジック支援(100)
	訴訟費用支援	<ul style="list-style-type: none"> 知識財産共済 <ul style="list-style-type: none"> 企業が毎月共済賦金を積み立て、訴訟発生時に資金貸付 	<ul style="list-style-type: none"> 法律代理人・訴訟費用支援(385) <ul style="list-style-type: none"> 行政調査の結果、技術被害が認められると、民事訴訟費用を支援

現況及び問題点

- 中小企業における技術流出の主な原因は、「役職員のセキュリティ意識不足」(2018、中小ベンチャー企業部)
 - 企業・大学の技術保護教育の強化、営業秘密専門人材*の育成が必要
 - * 営業秘密の流出を経験した企業の50.8%が、専門人材が足りないと回答(2020、特許庁実態調査)
 - 相対的にセキュリティの弱い協力会社を通じた技術流出の事例が発生しており、大企業と協力会社間の営業秘密保護尊重文化を形成する必要がある。
 - * 大企業であるS社の協力会社D社のAは、不当な人事などを理由に退社したが、その際核心技术を流出し、中国会社に転職しようとしたことが摘発され、執行猶予4年宣告(2018)
- 技術・営業秘密に対する保護政策を立案するためには、正確な実体把握が重要
 - (実態調査) 中小ベンチャー企業部・特許庁がそれぞれ技術流出に対する調査*を実施
 - * (中小ベンチャー企業部) 中小企業の技術保護水準に対する実態調査、(特許庁) 営業秘密紛争実態調査
 - (判決文) 不正競争行為や営業秘密など、知識財産に関する民事・刑事判決文の収集が難しく、正確な訴訟統計*、損害賠償額の推移など把握が困難
 - * 裁判所は判決文の一部しか公開しておらず、訴訟統計も侵害禁止訴訟のみ提供し、損害賠償請求事件は提供していない。

推進課題

- 営業秘密保護認識の引き上げに向けた教育の強化
 - 予備企業研究者・創業人材である理工系大学・大学院生を対象に、営業秘密など技術保護教育を強化し、教育コンテンツ及び教育機会を拡大
 - (大学教育の強化) 知識財産重点大学*、新産業革新人材育成事業などを活用し、予備 R&D 人材を対象に特許や営業秘密など技術保護教育を推進
 - * (2021) 3 大学(慶尚国立大学、全南大学、忠北大学)→(2022) 4 大学(忠南大学追加)
 - (統合教育コンテンツ) 産業技術や営業秘密など技術保護を網羅するコンテンツを制作、省庁共同*で活用(YouTube などソーシャルメディアにアップロード)
 - * (産業通商資源部) 産業技術保護協会、(中小ベンチャー企業部) 大中小企業協力財団、(特許庁) 営業秘密保護センター

- (教育機会の拡大) 国際知識財産研修院の公共・民間部門専門人材育成課程に営業秘密保護内容を追加(現在、営業秘密教育課程はない)

④ 企業における営業秘密管理強化に向けた営業秘密保護専門家の育成

- 特許と相互補完関係にある営業秘密に対する弁理士の専門性を高め、企業の営業秘密保護専門人材の育成を支援
- (弁理士) 技術・法律専門家である弁理士が、特許庁の「産業財産紛争調停」の「技術上」営業秘密事件を代理・相談できるように関連法律の改正を推進
 - * 日本は弁理士が技術上の営業秘密・不正競争(商標など関連)の調停・相談業務を遂行
 - (短期) 新規・補修教育の課程に営業秘密課程を拡大編成*
 - * 現在、新規弁理士課程で営業秘密保護教育は2時間
 - (長期) 弁理士試験科目に「不正競争防止法」新設検討
 - * 日本は弁理士1次試験(短答式)科目に「不正競争防止法」が含まれている。
- (専門家の育成) 営業秘密管理専門家課程を運営し、民間資格の新設などを検討(営業秘密保護センター主観)
 - * 資格基本法第17条により、主務省庁の承認で民間資格の運営可能

⑤ 営業秘密の保護に向けた共生文化の形成及び国民認識の周知

- (共生協約) 大企業・協力会社・特許庁が営業秘密保護共生協約を締結し、コンサルティングや教育*など、協力会社(中小企業)における営業秘密管理体系の構築を支援
 - * (CEO・役員) 営業秘密保護制度及び侵害行為発生時の法的な救済対策など、(セキュリティ担当者) 営業秘密管理体系の構築に必要な点検事項、段階的な体系構築案など
- (国民向け広報) 営業秘密の流出による被害及び処罰事例*、海外転職後に問題となった事例などに対する広報(メディア、SNSなど)
 - * 中堅企業S社のLED技術資料を台湾の競争社に流出した役職員に懲役1年宣告(2020)

四 営業秘密保護政策を立案するための現況把握体系の整備

- (実態調査) 中小ベンチャー企業部、特許庁がそれぞれ実施している技術保護関連実態調査を協力して実施し、国家承認統計登録の推進を検討
- (産業別営業秘密活用度調査) 産業別の特許と営業秘密の活用度を調査し、営業秘密が集中している産業分野を把握し、政策立案に活用
- (判決文 DB 構築) 不正競争行為・営業秘密に関する民事・刑事訴訟判決文の DB を構築し、紛争現況の把握、法改正事項の発掘などに活用
 - * (短期) 判決文のオンライン閲覧、情報公開請求などの方法で収集・分析→
 - (長期) 裁判所から判決文を提供してもらえらる法的根拠整備

五 営業秘密保護政策について議論する官民協議体の構成

- 営業秘密保護制度は、企業の重要な技術・経営情報を保護する目的で導入したもので、政策立案時に企業の意見を反映する必要がある。
- (官民協議体) 経済団体、大中小企業、業種別協議団体などと官民協議体を構成し、基本・施行計画など営業秘密保護政策について議論

現況及び問題点

- 特許庁は海外知識財産権法制・紛争動向などを提供*し、中小・中堅企業に適合した紛争対応戦略を支援**しているが、「特許」などに限定
 - * 輸出企業などが現地の知識財産権紛争動向を把握・予測できるように関連訴訟情報を提供
 - ** 競争社の特許分析及び無効審判対応、警告書・ライセンス要求対応など
- 海外現地でも韓国企業が国内と同じく知識財産権保護環境で企業活動ができるように、国家間の知識財産保護制度の調和が必要

推進課題

II 海外進出企業の営業秘密保護支援基盤の強化

- (IP-DESK) 国家別営業秘密侵害現況、企業需要などを分析し、IP-DESK 拡大・改編*及び営業秘密など知識財産権専門人材の拡充
 - * 中国(6)、ASEAN(4)、北米(2)、ヨーロッパ(1)、日本(1)、インド(1)、ロシア(1)、メキシコ(1)、計17ヶ所(2022)
- (紛争対応支援) 既存の「特許・商標・デザイン」に加え、営業秘密に関する紛争現況・判例など情報提供*及び紛争対応戦略支援の拡大
 - * 知識財産保護総合ポータル(IP-Navi)に紛争情報提供対象国家・範囲拡大

III 韓国企業の主要進出国との FTA 交渉時に、営業秘密保護強化を推進

- 国家別法制現況を水準別に分類し、それに合わせた通商戦略を立案

〈営業秘密保護法制の水準による通商交渉戦略(例)〉

相対国の保護法制の水準	相手国の水準に合わせた通商交渉戦略(案)
営業秘密保護制度なし	営業秘密保護根拠整備(定義、保護規定)
TRIPS 水準 (営業秘密保護根拠あり)	民事救済の明文化(禁止命令、損害賠償)、公務員による営業秘密侵害禁止など
TRIPS+水準 (保護根拠・民事救済制度あり)	刑事救済の明文化、電子的な手段による侵害防止など

② 新しい環境変化に対応できる営業秘密保護基盤の構築

②-1

営業秘密の海外流出の防止に向けた政府を挙げた取り組み

現況及び問題点

- 営業秘密の海外流出は摘発が難しいため、適切な処罰及び**流出行為の抑制***に限界
 - * 営業秘密海外流出刑事事件処理(人)
： (2015) 46→(2016) 25→(2017) 23→(2018) 93→(2019) 48(年度別検察年鑑)
- 限られたリソースで事前予防効果を高めるため、**国家経済・安保に核心的な分野**を探して**モニタリングするインテリジェンス機能***の強化が必要
 - * 例) 特許分析で主要技術保有企業を特定すると、その技術に関する営業秘密と研究者を保有している可能性が高い。
- **海外流出**を効果的に**抑制**するために、**海外流出時の処罰**に必要な**立証要件の緩和***及び産業スパイ行為に対する**処罰の強化が必要**
 - * 現行法は国内流出と海外流出に対する立証要件が同じ

推進課題

- 営業秘密の海外流出を防止するための**インテリジェンス機能の強化**
 - 国家産業・安保上、海外流出の防止が必要な営業秘密などを把握するために、**特許や R&D データ***などを収集及び分析するインテリジェンス機能を強化
 - * 研究開発動向、産業・市場トレンド、研究者情報把握可能
 - **(必須戦略技術)** 主要産業分野に対する**特許・関連産業の分析、専門家の検証**により、産業・安保上重要な**必須戦略技術***をリストアップ
 - * 産業・安保上の重要性(choke point)を持っているため、必ず保有しなければならない技術

- (保有企業) 国家核心技術などを保有しているが、政府が把握していない企業*を発掘し、営業秘密管理体系の診断・セキュリティ強化などを支援
 - * 政府の R&D 予算が投入されていない国家核心技術保有企業の把握は、主に企業の自律申告に依存
- (海外特許の確保) 中小・中堅企業の国家核心技術特許については、海外技術盗用を遮断するために海外特許確保を支援
- (核心人材) 特許発明者、R&D 研究者の情報をベースに産業別・技術別核心人材プールを構築し、人材流出リスクの高い分野などを把握
 - * 特許発明者の情報などを活用するために「産業財産情報活用促進法」制定推進
- (予防活動) 導出された情報を関係機関と共有し、モニタリング、諜報収集などを強化することで敵対的 M&A、人材流出などを事前予防
- (外国人留学生) 外国人留学生の現況*を分析し、営業秘密の保護を強化する必要がある技術分野・大学などを把握
 - * 教育部は韓国内の外国人留学生の現況を大学の学科別に区分して把握中
- 留学生が集中する大学研究室の営業秘密保護体系の構築及び教育支援

㉒ 海外流出立証要件の緩和及び産業スパイの処罰強化など制度改善

- 営業秘密が海外に流出される場合、証拠の確保及び流出資料の回収が難しいため、国内流出より立証要件などを緩和する必要がある。
- (要件緩和) 「不正な利益または営業秘密保有者に被害を与える目的」を削除し、海外流出に対する立証要件を緩和
- (産業スパイ) 「外国の政府機関・国営企業などのために海外技術を流出する者*」を産業スパイと定義及び公訴時効特例**制定など処罰強化
 - * 海外流出に関わった内国人含む/** 刑事訴訟法規定(10年)より時効を長期化するなど
- (渡航禁止) 営業秘密の海外流出について捜査する際、出国が適切ではないと認められる場合、渡航禁止措置が取られるように営業秘密保護法に規定

現況及び問題点

- **韓国は人材流出が少なくない*国と評価されており、研究者に対する補償強化など待遇を改善し、海外転職を抑制することが至急**
 - * 高学歴者が他国に流出してしまう「頭脳流出」が 63 ヶ国のうち 30 位(順位が低いほど流出危険が高い)で、中位圏(2019、IMD 世界人材レポート)
- **職務発明に対する正当な補償は、人材流出の防止に有効な方法*であるが、職務発明補償制度を運営していない中小企業**が多数**
 - * 職務発明補償が人材流出の防止に役立つと回答した企業が 74.9%(2012、特許庁研究用役)
 - ** 2 年間(2017~18)特許・実用新案・デザインを 2 件以上出願した企業の中で、職務発明補償規定を保有している割合は大企業が 81.2%、中堅企業が 67.2%、中小企業が 37.1%(2020、知識財産活動実態調査)
- **先端技術を確保するための国家間の海外人材誘致競争が激しくなり、韓国の先端産業分野(半導体、バッテリーなど)を対象に人材を採用しようとする動きが増加**
 - **求人プラットフォーム、ヘッドハンター*などを通じて高額の年俵を提示**
 - * 雇用労働部に登録されていない職業斡旋ブローカーが、5 年間韓国企業の研究員 43 人を中国の同業他社に転職斡旋(2021.5)

推進課題

- **充実した職務発明補償制度による技術人材の研究意欲向上**
 - 研究成果に対する正当な補償文化を拡散し、技術人材の海外転職を抑制し、研究意欲を高める。

- **(補償金の充実化)** 職務発明補償金に対するインセンティブ支援検討及び「職務発明補償優秀企業」に政府支援事業加点などベネフィット*拡大
 - * **(優秀企業支援拡大)** IP 製品革新支援事業加点付与(2021～)、ソウル保証保険限度拡大及び保険料割引(2021～)、特許など年次登録料減免期間拡大推進(2022～)など
- **(訴訟制度の改善)** 職務発明補償金の訴訟で、営業秘密が流出する心配なく証拠を提出できるように**秘密維持命令を導入**(発明振興法)

② 退職技術者の採用支援による専門技術の国内活用促進

- **(公共部門での採用)** 海外で人材需要が急増する分野(OLED、半導体など)の**退職技術者**を技術専門性の活用ができる**特許審査官***などとして採用
 - * 専門任期制採用、最大10年間勤務(60歳停年なし)
- **(人材活用事業)** 省庁別に経歴の長い**退職専門人材の活用事業を拡大**
 - * 例) 経歴の長い研究人材の中小企業就職支援(中小ベンチャー企業部)、産業現場教授支援(雇用部)など

③ 営業秘密の流出を斡旋するブローカーに対する制裁案検討

- **(ブローカー制裁)** 海外の同業他社に転職させ、営業秘密の流出を誘導する行為を**営業秘密侵害罪**に追加、共犯として制裁することを検討
- **(海外求人情報)** 求人プラットフォームなどに掲示される**海外企業の経歴者求職情報**をモニタリングし、関連企業に共有する案を検討

④ 国家主要技術優秀研究者の名誉・モチベーションアップ

- 半導体、ディスプレイといった**国家主要技術分野の優秀研究者**を選定し、**政府褒賞規模拡大、再雇用優先支援**などベネフィット提供

現況及び問題点

- デジタル転換が加速化し、サイバーハッキングによる営業秘密データの奪取、ランサムウェアなど新しい種類の営業秘密侵害問題が台頭
 - 最近、韓国の**安保及び産業競争力**に直結する技術情報がハッキング危険にさらされる*など、サイバー技術流出の懸念が高まっている。
 - * 2021年5月に韓国原子力研究院がハッキング攻撃に12日間露出(2021.7、国会情報委)、大宇朝鮮海洋に対するハッキングの試み発生(2021.6、国防部定例ブリーフィング)
 - オンライン上の営業秘密データの流出や毀損など、**デジタル環境**における新しい危険に備えた**保護対策は不備**
- **デジタル協定***など**国家間のデータ移動が拡大**し、データの形で保存される営業秘密に対する保護がさらに重要になっている状況
 - * USMCA(2018)、CPTPP(2018)、日米デジタル貿易協定(2019)、デジタル経済パートナー協定(2020)など

推進課題

- **デジタル環境における営業秘密データ保護の強化**
 - サイバーハッキング、ランサムウェアなど、**データを対象にした営業秘密侵害行為**に対応するため、**不正競争防止法など制度整備**
 - * ① ランサムウェアなどのサイバー攻撃による営業秘密データの変更及び削除も、営業秘密侵害として処罰できるように法的根拠整備、② 営業秘密侵害行為の成立要件の中で、「不正な手段」の種類に既存の「窃取・欺罔・脅迫」のほかに「電子的な侵入」追加など
 - 企業が保有している**営業秘密データを安全に保管**できるように、中小企業などを対象に**データ保護支援**
 - * ① 退職職員のデジタル機器に保存されている営業秘密データの保存支援、② 流出が疑われる営業秘密データに対するデジタルフォレンジック支援など

- 最近、主要通商協定(USMCA、米中貿易協定)の営業秘密保護規範と国内法制との整合性を分析し、改正の必要性を検討*

* (主要検討事項) ① 民事上立証責任の転換、② 企業・団体の加重処罰など

② 国家安保の観点でデータの海外流出の事前予防

- (外国人投資) 敏感なデータを保有している企業に外国人が投資(M&A など)する際、審議制度の導入を検討

* 米・日・EUなどは、個人情報など敏感なデータを収集・活用する事業に対する外国人投資を審議

- (海外進出企業支援) 海外に進出する中小企業が国外にデータを移転する場合、現地のデータ制度、保護対策などについてコンサルティング実施

③ サイバー技術流出に対する共同対応の強化

- 多様な新種・変種方式が登場するサイバー技術流出に有効に対応するために、官民学が共同対応する基盤構築

- (協議会運営) 産業界・学界・政府・関連機関などが参加する官民学協議会を運営し、ハッキング予防情報を積極的に共有

- (情報共有の拡大) 政府機関(情報機関、科学技術部)が運営しているサイバー脅威情報共有システムの民間とのつながりを拡大し、脅威情報の事前共有を強化

④ 非対面・デジタル環境における情報セキュリティ技術力量の確保及び人材育成

- 在宅勤務・クラウドなど、企業のデジタル環境に必要な情報セキュリティ技術力量を確保するために、デジタル分野のR&Dに特許分析支援

- 非対面・遠隔環境のリスク分析、5G・AI・クラウドセキュリティなど新技術の活用力量を保有したセキュリティ専門人材を育成

* ① 情報保護関連大学・大学院内に教育課程新設、② 情報保護特性化大学・融合セキュリティ大学院の拡大など

③ 営業秘密の流出に対する多角的な対応力量の向上

③-1

営業秘密の流出に対する迅速かつ効率的な捜査・調査体系の構築

現況及び問題点

- 検察、警察、情報機関、中小ベンチャー企業部などが、それぞれ専門機能を遂行しているが、多様な専門性を要する事件の迅速かつ効率的な処理に限界*
 - * 検察、警察、情報機関は情報収集及び捜査に、中小ベンチャー企業部などは調査に専門性を持っているが、事件処理に求められる技術的な判断が難しいのが現実
 - 技術の高度化、侵害・流出手法の多様化により、適切な対応のために技術・情報収集・捜査専門性がすべて求められている状況
- 法律・技術専門性のある特許庁が技術警察を発足したが、専門捜査力量や経験及びインフラを短期間で確保することは困難
 - フォレンジックなどの専門人材、犯罪・捜査情報などを活用することが容易ではない*ため、大規模・専門的な技術奪取事件の効率的な処理が困難
 - * 特許庁の捜査官が捜査するたびに、管轄検察・警察庁に人員や情報の提供を要請して捜査

推進課題

- 技術流出を専門的に捜査する特許庁技術警察の機能及び力量強化
 - (機能・人員) 技術流出犯罪の全般に捜査範囲を拡大*し、人員拡充及び専門人材の補強(フォレンジック要員、検事派遣など)推進
 - * (現行) 営業秘密(無断取得・使用・漏洩行為のみ捜査)、特許、デザインなど→(拡大) 営業秘密侵害捜査範囲に無断流出・不当保有行為を追加
 - 韓国知識財産保護院の取り締まり支援業務の範囲*及びフォレンジックなど科学捜査支援人員の拡充
 - * (現行) 偽造商品の取り締まり→(拡大) 特許・営業秘密・デザイン侵害物品の取り締まりなど追加

- **(電子システム)** 警察との捜査情報の共有、事件移送及び犯罪経歴など、**捜査に必要な情報照会**が容易になる**システム構築***
 - * 省庁間需要調査及び協議を通じた行政情報共同利用システムの活用事務の拡大など
- **(他省庁との交流)** 警察庁・関税庁・情報機関などとの**交流を活性化***し、**ノウハウ・事件情報**及び個別省庁の**専門知識**を共有・**拡散**
 - * 国家防諜戦略会議などに特許庁が参加、共同セミナーの開催など情報共有
- **(国際協力)** 産業スパイ捜査に関する円滑な情報共有のために、**特許庁-警察庁-インターポール**間で**協力ネットワーク構築***推進
 - * △国際及び主要国の捜査機関などに関連情報共有、△捜査要員の共同教育及び執行関連事例の共有、△国際共同対応制度の改善に関する研究など
 - ※ (参照) 文化体育観光部-警察庁-インターポール間で「オンライン著作権侵害」国際共助捜査 MOU 締結(2021.4)
- 全米知識財産権調整センター*と営業秘密保護・執行に関する情報共有推進
 - * 国土安部内の FBI・FDA・商務省・特許庁・関税庁からなる知識財産権執行連合体

㊦ 営業秘密の流出に対する迅速かつ効率的な調査・捜査に向けた協力体系の構築

- **(調査・捜査連携)** 重複調査防止及び不法行為の**効率的な制裁**のため、特許庁、中小ベンチャー企業部、貿易委員会などが参加する「**実務協議体**」運営
 - 事件当事者の追加不法行為が疑われる場合、通報者の同意を得て、他省庁の行政調査・捜査*が行われるように、事件連携及び情報共有など省庁間協力を強化
 - * 例) 貿易委員会の調査事件を技術警察に通報→技術流出の企画捜査に活用→関連技術流出の追加摘発・検挙→貿易委員会の職権調査及び輸出入禁止措置
- **(海外流出捜査)** 国家主要技術の海外流出など**重大事件が発生した場合、迅速に処理**するために**関係省庁が参加する特別対応組織の新設**について協議

現況及び問題点

- 中小企業の営業秘密の流出による被害は深刻であるが、対応が困難
 - * 最近5年間(2015~19)、中小企業(316社)の技術流出被害額は4,346億ウォン(2020、中小ベンチャー企業部実態調査)
 - ** 立証困難(71.4%)、時間・費用の問題(35.7%)を理由に被害企業の23.5%が無対応(2021、特許庁実態調査)
- 中小企業に対する**法律相談**及び**証拠調査**支援政策が必要な状況
 - * 中小企業に必要な政策は、法律相談(54%)、容易な証拠調査(42%)の順(2020、特許庁実態調査)
 - ** 営業秘密の流出が疑われる経験のある企業の98%が、証拠確保に対する支援が必要だと回答(2020、営業秘密保護センター)
- 営業秘密の流出による被害額の算定が難しいため、処罰が軽く、適切な損害賠償を受けることが難しい。
- 経済的で迅速な紛争解決のために、産業財産権紛争調停制度が運営されているが、**営業秘密紛争調停の活用度は低い**(最近5年間、272件のうち9件、約3%)。

推進課題

- Ⅰ 中小企業における営業秘密の流出に関する訴訟支援の強化
 - 技術流出の被害を受けた中小企業を対象に、**被害額・損害賠償額**を算定する**流出技術価値評価、証拠確保のためのデジタルフォレンジック**の支援推進
- Ⅱ 中小企業の紛争費用支援及び法律相談の拡大
 - 中小企業向けの紛争訴訟保険制度の導入、技術紛争費用を貸し付ける知識財産共済の拡大、営業秘密侵害関連法律相談*の導入推進
 - * (現行)「公益弁理士相談センター」で特許・商標・デザインに関する法律相談→(改編)「知識財産法律支援センター」に改編し、営業秘密に関する法律相談も実施
- Ⅲ 紛争を迅速に解決するための営業秘密紛争調停の活性化
 - 紛争相談・捜査・行政調査の受付時に事案別調停手続きの案内、オンライン受付・処理サービス改善、調停委員 Pool 拡大推進

現況及び問題点

- 技術侵害訴訟で**侵害者が保有している侵害及び損害額に関する証拠を確保**することが難しいため、**訴訟期間が長期化***し、**原告の勝訴率も低い**。
 - * 営業秘密民事訴訟第1審の期間は490日で、民事訴訟第1審の全体平均(296日)の約1.6倍(2019、国家知識財産委員会年次報告書、司法年鑑)
- **流出技術の経済的な価値*及び損害額を算定する信頼できる判断機構**が足りない。
 - * 捜査機関が営業秘密の経済的な価値を判断することが難しい(2021、検察庁のインタビュー)。
- 刑事訴訟時、**公判及び捜査過程で技術専門性の確保**が難しいため、**起訴率は低く、無罪率は高い状況***
 - * (起訴率) 一般刑事(30%)の1/3水準(9.7%)、(無罪率) 一般刑事(3.4%)の10倍(34.5%)
- 一部の**知識財産権の民事訴訟**は、裁判の専門性を確保するために**管轄集中***を適用しているが、**刑事・営業秘密侵害に対する民事訴訟**の場合はこのような体系が**不備**
 - * 特許・デザイン・商標権侵害に対する民事訴訟：高等裁判所所在の6地方裁判所(1審)→特許裁判所(2審)に管轄集中(2016、民事訴訟法改正)
- 検事を補助する**専門審理委員**は民間で選定され、裁判に持続的に参加することが難しく、**被害者の代理人***が公判に参加することは許容されていない。
 - * 刑事訴訟法(§294の2)に基づき、被害者の陳述権は証人尋問の形で認められるが、代理人の助力を得ることができないため、技術・法律争点の疎明に限界がある。
- **押収物の分析時**に技術専門家の助力を得ることができる**法的根拠不備**
- **刑事訴訟の過程***で、または**押収・捜索**をしたにもかかわらず、被害者の**営業秘密が流出****するなどの**2次被害を防止する補完策**が必要
 - * 刑事訴訟法第35条により、被告人及び弁護人は書類や証拠物を閲覧・コピー可能
 - ** 刑事訴訟法第106条により、押収の目的物が情報保存媒体の場合には、記憶された情報の範囲を決め、プリントアウト・複製して提出してもらうことになっているため、被告が営業秘密の電子情報を依然として保有

- 競争社の職員を採用*する「人材の引き抜き」など、法人が関与する**組織的な侵害行為**が蔓延
 - * 技術流出者の 91.2%が退社者、流出者の 62.5%が他社に転職(2018、中小ベンチャー企業部実態調査)
- 法人の組織的な犯罪を抑制するために、法人に対する**処罰水準を強化***し、**営業秘密の侵害による不当利得の返還****が必要
 - * (日) 法人に対する加重処罰(1993)：個人 2 千万円 vs 法人 10 億円
 - ** 「犯罪収益隠匿規制法」により、海外流出のみ収益没収が可能(国内流出は不可)

(海外) 主要国(米・独・日)は**営業秘密の侵害**により生成した**物などを没収・追徴**
 (国内) 特許、商標、デザイン、産業技術の場合は**侵害により生じた物**に対する**没収規定**あり

- 一部の**営業秘密侵害行為***は**刑事救済のみ可能**で、**第 3 者が営業秘密侵害製品を流通及び輸出する場合、それを阻止する法的根拠は不足**
 - * 営業秘密を指定された場所外に無断流出する行為及び営業秘密の保有者から削除及び返還を要請されても営業秘密を保有し続ける行為

推進課題

Ⅱ 営業秘密侵害被害の司法的な救済に必要な立証負担の軽減

- 営業秘密侵害訴訟における原告の**立証負担を緩和**し、実質的な司法救済が行われるような環境整備
- (証拠収集) 資料の**隠匿、虚偽提出**を確認するための**専門家事実調査、証言録音及び証拠の滅失・毀損**を防止する資料保全命令など新設
- (立証責任) **具体的な実施行為を立証する義務***を侵害者に負わせる。
 - * 原告が被告の営業秘密使用の具体的な実施形態を提示し、被告がそれを否認するためには自分の具体的な実施形態を提示

- **(損害額の算定)** 流出した営業秘密の**経済的な価値**に対する**信頼できる判断**が受けられるようにし、**損害額算定の難しさを解消**

* ① 発明の評価機関が営業秘密の経済的な価値などを鑑定できるように法的根拠整備、② 民間が遂行した鑑定結果に対し、品質管理ができる知識財産評価管理センターの設立など

② 技術・営業秘密侵害事件に対する捜査・裁判の専門性の強化

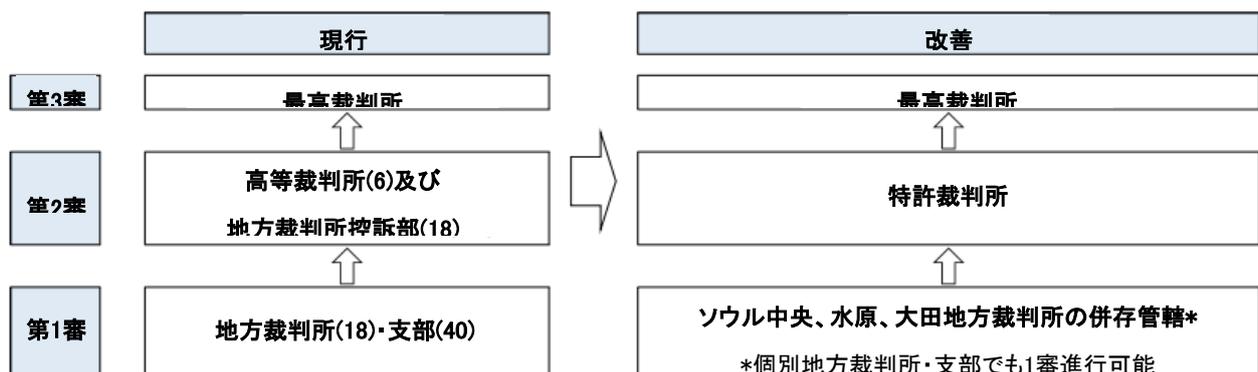
- 技術・営業秘密侵害事件の**捜査及び裁判**において、**技術的な争点**に対する**正確な判断**ができるように**専門性を強化**

- **(管轄集中)** 知識財産権刑事訴訟、営業秘密民事訴訟も**管轄集中推進**

- 刑事訴訟は被疑者の防御権を保障するために併存管轄*を検討し、管轄集中裁判所に技術諮問官を配置し、裁判所の技術専門性を補助

* 知識財産権(ソウル、大田)または産業技術・営業秘密(水原)犯罪担当捜査部の設置地域

〈知識財産権訴訟管轄集中体系図〉



- **(技術審理官)** 技術審理官*及び被害者の代理人が技術的・法的な争点を整理するために、**刑事公判**に参加して**陳述**できる**法的根拠整備**

* 現在、特許裁判所で技術審理官制度を運営しており、裁判長の許可を得て技術的な事項を訴訟関係人に質問し、裁判合意で意見を陳述することが可能

- **(押収物の分析)** 侵害事実を立証する**主要証拠**を確保するため、**押収資料の分析**に**技術専門家が参加***するように規定新設を検討

* 「知識財産権侵害事件の諮問に関する指針」改正必要

③ 刑事訴訟の過程で発生する営業秘密の流出による2次被害の防止

- 訴訟過程で被害者の営業秘密が流出する危険要素を分析し、それを防止する制度的な装置を整備
- (非公開裁判) 公判過程で営業秘密が流出することを防止するために、営業秘密の海外流出犯罪の公判を非公開*にする法的根拠整備
 - * 韓国は公開裁判が原則で、例外的に国家安全保障、安寧秩序または善良の風俗に反するおそれのある場合は、非公開決定が可能(裁判所組織法 § 57)
- (秘密維持) 法官の命令で営業秘密資料に対する秘密維持命令*及び代理人のみ閲覧**する制度を導入し、命令違反時の処罰規定を新設
 - * 被告人の証拠のうち、営業秘密は法官しか閲覧できない秘密審理手続き(民事訴訟、導入済み)
 - ** アメリカの Attorney's Eyes Only 制度
- (廃棄命令) 裁判所が営業秘密の侵害と確定した資料に対し、法人及び法人の代表者に押収物及び原本まで廃棄させる命令規定を新設
 - * 廃棄命令を履行しない場合、命令違反罪を適用して処罰

④ 組織的な営業秘密流出行為の抑制

- 法人が関与する組織的な営業秘密の流出行為を抑制するために、法人に対する制裁の強化及び不当利得の返還を推進
- (処罰強化) 法人の組織的な人材及び営業秘密の流出行為を厳罰に処するために、個人・法人両罰規定で法人の罰金刑を3倍*強化
 - * 現行の特許法、商標法、デザイン保護法と同じ基準適用
- (規定整備) 競争社の職員の採用による営業秘密取得行為を営業秘密侵害行為として明文化*し、処罰根拠を明確にする。
 - * 例) 営業秘密の刑事処罰条項に契約関係などにより営業秘密の維持が義務付けられている従業員に営業秘密を流出するように請託する行為、または流出の目的で採用し、または採用を斡旋する行為を処罰する規定を新設

- **(不当利得返還)** 侵害行為で利益を得ることができないように、犯罪行為で得た財産などを没収し、没収できない場合はその価値に相当する金額を追徴*
 - * 「犯罪収益隠匿規制法」でも没収できない財産はその価額を追徴

⑤ 営業秘密保護対象及び侵害類型の整備

- **(保護対象の整備)** 国民が営業秘密の保護対象を法文で明確に分かるように、営業秘密の定義に**具体的な例示を追加***することを検討
 - * (現行) 生産方法、販売方法、その他営業活動に有用な技術上または経営上の情報→(改善) 顧客情報、ノウハウ、研究成果物、プログラムなどを追加

参照：アメリカの営業秘密の定義

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> • パターン、計画、編集物、プログラム装置、公式、デザイン、プロトタイプ、方法、テクニック、手続き、プログラムまたはコードを含めたすべての形と有形・無形に関係なく財政的、商業的、科学的、技術的、経済的、工学的な情報 |
|--|

- **(類型整備)** 営業秘密の**不当保有、無断流出**など刑事処罰しかできない行為を**民事上の救済**ができるように**定義条項に規定**
 - 営業秘密を侵害した製品であることを**認知しているにもかかわらず**、譲り受けて**流通・輸出入***する行為も**侵害行為**と規定して**処罰**
 - * (日) 営業秘密を侵害して作った物を譲渡、輸出入する行為、または電気通信回線を通じて提供する行為を侵害と規定(2015)

[Part III]

第1次不正競争防止及び営業秘密保護基本計画

不正競争防止部門

1. 推進背景

◇ 不正競争防止は取引秩序の維持に核心的な役割

- 不正競争防止法は、公正取引法などと共に健全な取引秩序を維持するための法律で、経済発展により市場が複雑になるにつれ、その重要性が大きくなっている。
 - 「出所誤認・混同行為」、「ただ乗り行為」といった市場秩序を乱す不正競争行為を法令に明示し、それらの行為を規制
- 今まで不正競争防止法は、他人の成果に無断で便乗する行為を防止し、成果が再投資につながるようにし、関連産業の発展に核心的な役割を遂行してきた。
 - アイディア奪取のように特許・商標など伝統的な知識財産権で保護できない部分を補って、健全な競争秩序を維持することに寄与

◇ デジタル転換の加速化により、不正競争行為を防止する必要性が増大

- デジタル転換の加速化により、ビッグデータなど新しい種類の知識財産が出現し、デジタル環境のハイパーコネクテッドという特性により、非常に大きい波及効果が発生
 - 多様な新しい知識財産を保護するためには、登録権利がなくても柔軟に対応できる不正競争防止法を通じた対応が必須
- そのため、主要国は関連法律を改正し、オンライン営業妨害行為など新しい種類の行為まで強く制裁*するなど、デジタル転換に積極的に対応

* (日) 不正なデータの取得・使用行為を不正競争行為に追加(2019.12)

(中) 「反不正当竞争法」を改正し、リンク挿入、不正プログラム使用といったインターネットを利用した営業活動妨害行為を不正競争行為として制裁(2018.1)

☞ 中長期計画を立案し、不正競争行為を体系的に防止する必要がある。

2. 政策環境の分析及び推進方向

ア 韓国の不正競争防止制度の発展の流れ

- (導入背景) 健全な商取引秩序を維持するため、1961年に制定されたが、経済発展の名目で不正競争行為は強く規制されていなかった*。

* 外国人は不正競争行為中止請求、損害賠償、混同防止表示の適用外(1961年不正競争防止法)

- その後、パリ条約(1980)、商標法条約(2003)への加入及び韓 EU FTA(2011)、韓米 FTA(2012)の締結などにより国際的な役割が拡大し、国際標準に合わせて法律改善
- 経済成長などにより、健全な取引秩序を維持する必要性が高まり、技術の発展とともに多様な不正競争行為が発生し、その役割が拡大
- (今までの改善方向) 導入以来、^① 新しく発生する不正競争行為の類型を追加し、^② 侵害行為に対する救済を強化する方向で大きく改善

① 新しい類型の不正競争行為の追加

参照：不正競争行為改正履歴	
<ul style="list-style-type: none">• 2001年<ul style="list-style-type: none">- 著名商標の識別力・名誉の損傷行為- 代理人などの商標無断使用行為• 2004年<ul style="list-style-type: none">- ドメイン名の不正使用行為- 商品形態模倣行為• 2013年<ul style="list-style-type: none">- 他人の成果などを無断で使用し、他人の経済的な利益を侵害する行為	<ul style="list-style-type: none">• 2018年<ul style="list-style-type: none">- 他人のアイディアを奪取する行為• 2021年<ul style="list-style-type: none">- データ不正使用行為- 有名人の肖像などの無断使用行為

- 商標法条約に加入するための準備として、著名商標の識別力・名誉の損傷行為、代理人などの商標無断使用行為を追加(2001)
- 販売の目的で企業の商号などを先取りする「サイバースクワッティング」の事例が頻発し、ドメイン名の不正使用に対する規定を新設(2004)
 - 商品のライフサイクルの短縮、コピー・複製技術の発達により、模倣商品による被害が増加し、商品形態模倣行為を追加(2004)

- 技術の変化などにより、新しく登場する不正競争行為に適切に対応するため、補足的な一般条項*を新設(2013)
 - * 他人の成果などを無断で使用し、他人の経済的な利益を侵害する行為
- 取引及び交渉の過程で提供された技術資料などの競争社への流出、類似製品を発売するなどのアイデア奪取行為を追加(2018)
- 韓流の拡散により、有名人の肖像・氏名などを無断で使用する事例が頻発し、有名人の肖像などの無断使用行為に対する規定を新設(2021)
 - データ市場が成長するにつれ、データ保護の必要性が台頭し、データの不正使用行為に対する規定を新設(2021)

② 侵害行為に対する救済の強化

- (損害賠償の強化) 損害額の算定方式を現実化*し、故意にアイデアを奪取する行為に対する懲罰的な損害賠償(最大3倍賠償)導入(2020)
 - * (既存) 生産能力の限度内で賠償→(改正) 生産能力の超過分は合理的な実施料で追加賠償
- (行政調査の新設) 不正競争行為に対する行政調査の根拠法令の新設、調査拒否・妨害・忌避時に2千万ウォン以下の過料(1998)
 - 是正勧告を履行しない場合、違反行為の内容及び是正勧告の事実を公表することができるように実効性を引き上げ(2020)
- (執行力の強化) 偽造商品を重点的に取り締まる特別司法警察の組織・人員を拡大し、商品主体を混同させる行為、商品形態模倣行為に対する取り締まりを強化(2019)

〈不正競争行為の行政調査及び特別司法警察の捜査現況(2021.10、特許庁)〉

(単位: 件)

区分	商品主体混同行為	営業主体混同行為	商品形態模倣行為	アイデア奪取行為	その他不正競争行為	計
行政調査*	49	56	100	62	50	317
特別司法警察の立件者数**	9	該当しない	84	該当しない	該当しない	93

* 行政調査施行(2017.7)以降の累積処理件数、** 特別司法警察新設(2019.3)以降の累積件数

新しい取引環境に合わせ、「反不正競争法」全部改正(2018. 1.)

- (消費者保護) 競争者だけでなく、消費者まで保護対象に含め*、虚偽・誤認広告などによる消費者欺瞞行為**を不正競争行為に追加
 - * 競争者の利益を直接阻害しなくても、市場競争秩序を乱し、消費者の権益を侵害する行為も不正競争行為として認める。
 - ** 電子商取引で頻発する販売量・利用者評価・受賞履歴の操作行為など
- (制裁新設) ① インターネットを利用した競争者の営業活動妨害行為*、② 取引機会・競争優位を確保するための贈収賄行為
 - * リンク挿入、不正プログラム使用、悪意のサービス互換妨害など
- (保護執行) 行政機関の調査権限*及び民事・刑事責任**の強化
 - * 事業場への立ち入り調査、財産の差し押え、銀行口座照会など権限付与
 - ** 損害額の算定が難しい場合、300 万元の限度で法定損害賠償額を認定

不正競争行為に対し、消費者保護の観点で法制整備(2015. 12)

- (消費者保護) 企業が注意義務*を不履行し、消費者の自律的な経済活動を阻害する営業行為**などを不正競争行為として制裁
 - * 企業が消費者との関係で守るべき注意義務規定
 - ** そういう行為がなかったら、消費者が違う取引を選択したと思われる場合
- (多様な請求権の保障) 消費者を積極的に保護するため、競業者だけでなく、経済・消費者団体などにも禁止請求権などを保障

デジタル経済の核心リソースであるデータ保護体系の構築(2019. 7)

- 経済主体がデータを安心して取引・提供できるように、不正なデータの取得・使用行為などを不正競争行為として制裁

ウ 不正競争防止実態

- (不正競争防止水準) 韓国の不正競争防止水準に対する国民認識の調査結果、6.22 と(10 点満点、2021、特許庁実態調査)低い水準
- (経済的な被害) 不正競争行為による直接または間接的な経済的被害は、年間約 40 兆ウォンに迫る(2020 年、韓国 GDP の約 2.1%)と推算

不正競争行為による経済的な損失、約 40 兆ウォン(知識財産研究院の分析)				
<ul style="list-style-type: none"> • (直接的な被害) 年間 8.7 兆ウォン(2021 年、1,250 社を対象にした実態調査をベースに推算) • (間接的な被害) 年間 31.5 兆ウォン(産業連関表を活用し、不正競争行為の直接的な被害が 2 次的に誘発する生産損失、付加価値損失、雇用損失を算出) 				
間接被害	生産損失	付加価値損失	雇用損失	合計
金額(兆ウォン)	18.4	8.8	4.3	31.5

- (被害実態) 2021 年の実態調査対象企業の 4%が韓国国内で平均 9.58 億ウォン、1.2%が海外で平均 9.6 億ウォンの不正競争行為の被害を経験
 - (被害類型) 製品の形態を模倣する行為による被害経験が最も多く、時間及び費用問題などを理由に対応しない割合が 42%
 - 特許庁の捜査・行政調査に対する認知度はそれぞれ 36.1%、29.9%と低い水準
 - (消費者) 消費者を対象(1000 人)にした実態調査で、46%の回答者が被害の経験があり、原産地・性能・数量などの虚偽表示による被害が 37.3%
- (民事訴訟) 最近 3 年間(2017~2019)、1 審判決(年平均 81 件)のうち、不正競争行為が認められた事件は 15%、損害賠償額は 27 百万ウォン(中央値)(2020、特許庁判決文分析)
 - 被害の主な類型は、他人の成果の無断使用が 40.2%、商品・営業を混同させる行為が 33%、商品形態を模倣する行為が 15.1%
 - * 1 審の認容率は他人の成果の無断使用(6.9%)、商品・営業の混同行為(18.7%)、形態模倣(21.1%)
- (刑事訴訟) 最近 5 年間(2015~2019)、検察処理事件(2,931 人)の起訴率は約 14%(年度別検察年鑑)、刑事 1 審判決の無罪率は 8%(2020、特許庁判決文分析)

エ 今後の政策方向(課題)

- 急変するデジタル経済環境の中で、現行法体系との整合性の確保
 - デジタル経済の到来により、ほとんどの経済活動がオンライン化し、不正競争行為による被害を受ける市場参加者の範囲及び対象が拡大している。
 - しかし、現行法は環境変化による頻繁な改正の結果、法律の条文が重複し、行為類型を列挙する方式で、柔軟な対応が難しい。
- デジタル経済環境における多様化・知能化する不正競争行為への対応に限界
 - 新技術(AI、IoTなど)の登場、デジタル転換の加速化など、急変する環境の中で、伝統的な知識財産権では十分保護できない領域が登場
 - 仮想空間における営業活動妨害など、デジタル空間で新しい不正競争行為が登場しているが、現行法による保護形態は不明確

☞ デジタル時代に合わせ、不正競争法の体系を整備し、新しい類型に関する規定を検討

- 制度の改善が実効的な制裁につながらない問題
 - 今まで、不正競争行為を防止するために特別司法警察、行政調査及び是正勧告など多様な行政救済手段を設け、民事・刑事上の救済を強化
 - しかし、人手不足及び根拠規定の不備により、行政救済に限界があり、時間・費用の問題などを理由に被害者の民事訴訟の活用度は低い状況
- 海外における不正競争行為による韓国企業の持続的な被害
 - 韓流の影響で、海外でK - ブランドの偽造商品が増加し、韓国企業の商標を無断で先取りするケースが発生。最近では農産品の原産地の誤認・混同などの被害も増加
 - 韓国企業の海外における知識財産権の申請が増えているなど、交流や輸出が拡大しているが、関連国の保護水準が低いため、韓国企業の成果を保護することに限界

☞ 制度の改善が不正競争行為の防止につながるように、執行手段の実効性を確保し、国際協力を強化

3. 不正競争防止のビジョン及び戦略

【ビジョン】

デジタル環境における公正な競争秩序の確立

【目標】

- ◆ 韓国の不正競争防止水準の向上
 - * 保護水準に対する国民認識度(10点満点)：6.3点(2021)→7.0点(2026)
- ◆ 不正競争行為の防止による経済的な被害予防
 - * 不正競争行為による経済的な被害額：GDPの2.1%(2021)→GDPの1%(2026)

戦略	核心政策課題
1 デジタル環境変化に対応した法体系の整備	1 健全な市場秩序の維持に向けた競争法体系の改善 2 デジタル時代に適合した新しい不正競争行為類型の定立
2 執行実効性の確保及び通商規範のグローバル調和	1 健全な競争秩序の確立に向けた執行実効性の確保 2 不正競争防止通商規範のグローバル調和及び国際協力の強化

4. 戦略別推進課題

Ⅰ デジタル環境変化に対応した法体系の整備

Ⅰ-1 健全な市場秩序の維持に向けた競争法体系の改善

現況及び問題点

- 不正競争防止法は、公正取引法、表示・広告法、消費者基本法などと共に、健全な取引・市場秩序を維持する規律として機能
 - 商品及び営業主体の誤認・混同、形態模倣、アイデア奪取など、不正競争行為を法令に明示し、民事・刑事、行政調査などにより救済
- 不正競争防止法は、1961年に制定されて以来、総26回改正されたが、法条文の体系性に欠けていると批判
 - 取引手段・方法が複雑で多様化し、一部の不正競争行為が類似・重複*するなど、法令の運営が非効率的な状況
 - * 商品出所の誤認・混同、営業主体の誤認・混同、原産地の虚偽表示、生産地の虚偽表示など
- また、規律対象を並べる方式では、新しい不正競争行為が発生する度に法改正*が必要になり、柔軟で迅速な対応に限界
 - * 最近、データの保護とパブリシティ権の保護を追加した不正競争防止法が国会で可決され(2021.11)、不正競争行為が11カ目から13カ目に増加
 - 新しい行為を包括する「補充的な一般条項」は、定義規定にない「成果物」の盗用行為のみに制限的に適用することで定着
- 一方、不正競争防止法が直接的な競争関係にある対象のみ保護し、中間需要者及びその他市場参加者の保護には限界がある。
 - * 不正競争行為による被害を経験したと回答した消費者の割合が46%(2021、特許庁実態調査)

推進課題

Ⅰ 不正競争防止法の法体系の整備

- 不正競争防止法で使用される用語に対する定義規定を新設
- 不正競争行為を保護対象または行為類型別に再分類し、類似・重複する不正競争行為を統廃合するなど、規律対象を整備

[例示] 不正競争行為の保護対象別分類

- [「需要者を保護」する目的] 商品や広告などに虚偽の原産地を表示する行為、他人の商品を詐称する行為、品質または内容などの誤認表示など
- [「競争者を保護」する目的] 商品及び営業主体の誤認・混同等を誘発する行為、形態模倣行為など

- 新しい類型の不正競争行為の登場に柔軟に対応するように、一般的な定義規定の新設を検討

[参照] 海外主要国の一般的な定義規定の事例

- [ドイツの不正競争防止法第3条] 「不正な取引行為は禁止される」
- [中国の反不正当竞争法第2条] 「経営者は生産経営活動中に自発性・平等性・公平性・信義誠実の原則に沿って、法律と商業道徳を遵守しなければならない」

Ⅱ 不正競争防止法の国際的な規範遵守及び保護対象の明確化に向けた目的条項の改正

- 目的条項に国際条約(国際規範)に基づいた義務の充実な履行を規定*
 - * ① 両者間の FTA・RCEP・CPTPP など、最近の国際貿易協定に不正競争行為を追加、② 韓流の世界的な拡散に伴い、海外における韓国企業の未登録表示、パブリシティ権などの保護を主張する根拠を整備
- 競争者以外に需要者及びその他市場参加者も不正競争行為の保護対象であることを明示的に規定*
 - * 不正競争防止法が競争者の保護に偏っており、エ・オ・カ目のような一般公衆の誤認・混同を誘発する行為に対しては保護が不備
 - ※ 公衆の誤認・混同を誘発する行為に対し、公共の利益を目的に、中立的な消費者団体などにも「禁止請求」に限って請求適格を認めることを検討

現況及び問題点

- 「非対面・デジタル」転換の加速化により、職業・金融・教育といった人間のすべての経済・社会・文化活動の中心が仮想世界にシフト
 - 特に、メタバースなど仮想現実がマーケティング・ショッピング及び公演・展示など多様な産業領域と結合*し、経済活動が活発に行われている。**
 - * 有名ブランドのグッチは「ZEPETO」に「グッチヴィラ」を開設し、洋服やかばんなどを販売、メタバース内で選挙遊説・入学式・採用説明会・公演・サイン会など開催
 - ** メタバースの市場規模は2025年には2,800億ドル(約330兆ウォン)水準に達する見通し(2020、グローバル市場調査会社ストラテジーアナリティクス(SA))

- 既存の行為では規制できない新しい類型の不正競争行為の出現
 - 現実だけでなく、仮想空間における技術的な手段の悪用、競争社の誹謗*、需要者の選択の自律性を阻害**する行為などが発生
 - * 仮想空間で他人の商標・営業表示などを見るたびに、競争社の広告または誹謗内容が表示されるなどの行為
 - ** 別途の広告表示はないが、写真をクリックすると特定会社のホームページにつながるインフルエンサーのSNS投稿

〈コカ・コーラの広告を見ると、批判する内容の広告が現れる〉



〈 아이폰広告を見ると、ギャラクシー広告が現れる〉



推進課題

㊦ メタバースなど仮想現実で予想される不正競争行為の研究

- 仮想現実で発生するおそれのある不正競争行為の類型に対する研究
- 商品・営業主体の誤認・混同、希釈化、形態模倣など、既存の不正競争行為要件の適用可否及び制度改善事項の発掘
- 国境を越えて提供される仮想現実における経済活動に対する準拠法や裁判管轄などの研究

㊧ 営業妨害・不当警告など新しい類型の不正競争行為の検討

- オン/オフラインにおける競争者の信用阻害、ホームページ無断リンク挿入*、競争者に対する歪曲された情報流布などの営業妨害行為
 - * (事例) ホームページに訪問した顧客に無断リンク挿入者が提供する情報露出など
- 取引関係にある第3者に不当な警告書を濫発し、取引関係を脅かす行為

㊨ 新規の不正競争行為として追加されたビッグデータ及びパブリシティ権の保護に関する事後措置

- 過去の類似事例、関連民事訴訟の件数、外国事例などを参考に、需要予測及び職制・予算反映
- 国内外の関連判例などを調査し、具体的な判断基準を含めた「行政調査指針」及び文化体育観光部など関連機関との協力対策の整備
- データ保護措置の無力化に対する刑事処罰も特許庁技術警察の捜査範囲に含めることを推進(司法警察職務法改正推進)

Ⅱ 執行実効性の確保及び通商規範のグローバル調和

Ⅱ-1

健全な競争秩序の確立に向けた執行実効性の確保

現況及び問題点

特許庁は、偽造商品を根絶するために、「特別司法警察(2010)」、「オンライン在宅モニタリング団(2019～)」を運営し、不正競争行為に対する行政調査(2017～)を行っている。

- しかし、捜査・調査を実行する人員が足りない*など、実効的な制裁に限界がある。
 - * 偽造商品侵害通報 16,935 件→捜査着手 559 件(通報件数の 3.3%)に過ぎない(2020)。行政調査対象行為は引き続き増加しているが、特許庁の調査人員は 5 人に過ぎない(2020)。
- また、「知識財産権虚偽表示」の場合、行政調査及び是正勧告の根拠規定がない*ため、適切な行政救済が行われていない状況
 - * 刑罰条項はあるが、最近 5 年間で実際刑事処罰された事例はない。

短時間で認知度は上昇したが、商標として出願されていない小規模事業者の商号などを悪意的に先取りする問題などが持続的に発生*
 - * ソン・ガイン(歌手)、ペンス(キャラクター)、トプジユク(料理)などを巡った商標紛争
需要者・中小企業は、時間及び費用の問題で、民事訴訟(損害賠償・禁止請求)による積極的な対応が困難な状況*
 - * 不正競争行為による被害が発生しても、「対応しない」企業の割合が 55%(時間・費用問題、立証困難のため)(2021、特許庁実態調査)

推進課題

Ⅲ 執行力の強化及び被害救済の実効性を確保するための法制度の改善

- 是正命令制度及び命令不履行時の過料処分に対する検討
- 不正競争行為による損害が発生する場合、裁判所の裁量で損害額を算定する法定損害賠償制度を導入

- 不正競争行為の中で公衆の誤認・混同を起こす行為*及び国際条約の遵守**に関する内容は、**公益的な意味で行政罰(過料)**による秩序維持が必要
 - * 二目(原産地)、ホ目(生産地)、へ目(品質・数量)の誤認・混同行為
 - ** 第3条(国旗・国章の使用禁止)、第3条の2(地理的な表示使用の禁止)
- **電子商取引プラットフォーム事業者**に不正競争行為と関連した商品の**流通・販売防止を義務**付けることを検討
- 知識財産権の**虚偽表示(偽って表示)**に対する**行政調査**ができるように法的根拠整備

㉒ 不正競争行為の事前予防及び執行基盤の拡充

- 不正競争行為に対する**捜査・調査人員を拡充**し、不正競争行為の類型別の捜査・行政調査**業務マニュアル**など改正
- 「**韓国知識財産保護院**」に不正競争行為**取り締まり事務の支援**及び**是正勧告の権限**を付与する法的根拠の整備(発明振興法の改正)
- **地方自治体***及び**企業関連協会・団体****との**協力強化**
 - * 不正競争行為の頻発地域を対象に合同取り締まり実施、取り締まり担当公務員の教育・訓練など
 - ** 韓国消費者院、産業分野別協会・団体と連携し、企業及び消費者の被害現況などの実態調査・広報・教育実施
- 不正競争行為を**事前予防**する**支援事業**の具体化(不正競争防止法施行令の改正)

㉓ 個人・小規模事業者など経済的な弱者の先使用表示などの保護

- 小規模事業者などが登録せずに前から使っている表示、**デザインなどの保護***
 - * 未登録表示の善意の先使用者が保護されるように特例規定を新設
- 未登録表示などの商標・デザイン権利の**出願奨励**、**法律紛争支援**(公益弁理士活用)、**教育・広報強化**など

現況及び問題点

- 中国・ASEANなどでオンライン流通市場が急成長している中、不正競争行為の違反及び偽造・模倣商品の流通被害も増加*
 - * 中国のA社の取り締まり(件)：(2019) 21,242、(2020) 21,145 / ASEANのL社：(2019) 845、(2020) 101,160(特許庁)
- 韓流コンテンツのグローバル影響力が拡大し、韓国企業ブランドの盗用などによる被害も急増*
 - * 中国の商標盗用による被害企業：(2016) 311社→(2018) 840社→(2020) 2,753社(主要盗用分野：衣類、化粧品、食品など韓流関連消費財品目)
- 新興市場を中心に韓国の有名商標を盗用した悪意の商標出願及び韓国イメージに便乗する不正競争行為*も拡散
 - * 韓国の「火鶏炒め麺」がタイでヒットすると、ラーメンの元祖である日本企業も模倣製品にハンゲル表記(2017)
- 新南方(ASEAN+インド)・新北方(ロシア+中央アジア5ヵ国)国家との交流・輸出は増加している一方、その地域の知識財産保護水準は低い*ため、韓国企業の保護が困難
 - * 国際知識財産指数(2020、米商工会議所、50点満点)：マレーシア(25.6点) > ブルネイ(20.6点) > フィリピン(20点) > ベトナム(18.3点) > タイ(17点) > インドネシア(15.1点)

新南方、中南米など新興国における韓国企業の知識財産権申請推移

ASEAN：(2017) 1,885件→(2019) 2,632件(約39.6%増)

中南米：(2017) 633件→(2019) 902件(約42.5%増)

- 海外現地においても、韓国企業が韓国国内と同じ水準の知識財産権保護環境で企業活動できるように、国家間の知識財産保護制度の調和が必要

推進課題

Ⅱ 国家間の不正競争防止制度の調和

- FTA、CPTPP といった貿易協定を締結する際、通商戦略に不正競争行為防止規定が反映されるように推進
- ASEAN・中南米など韓国企業が進出した主要新興国の不正競争行為防止制度の導入及び先進化を支援

Ⅲ 不正競争行為の取り締まり・捜査などに対する執行実効性を高める国際協力の強化

- 主要韓流進出国で不正競争行為の取り締まり及び捜査が実効的に執行できるように、該当国の取締当局と協力ネットワークを構築
 - * 海外の取り締まり担当公務員(検察、警察、税関公務員など)を対象にした正規品・模倣品識別説明会の開催、研修など
 - * 主要新興国を中心に特許官派遣の拡大推進((2022) 米・中・EU など5ヶ国→(2026) ASEAN、インド、中南米などに拡大予定)
- FTA 協定締結国と執行(enforcement)協力に向けた「共同委員会」設置及びその他主要韓流進出国と IP 保護に関するコミュニケーションチャンネル構築

Ⅳ 海外で安定的な企業活動ができるように不正競争行為への対応を支援

- 海外で発生する不正競争行為に対応するための紛争情報提供*、戦略・費用支援**、オンラインモニタリング***など事前予防及び事後対応支援
 - * 国家別の不正競争行為防止制度、紛争現況、判例など提供
 - ** 紛争危険調査、警告書・訴訟対応・ライセンスなど状況別対応戦略の提供及び知識財産共済などを通じた訴訟など費用支援
 - *** (既存) 中国・ベトナム・タイ→(計画) ASEAN 全域に拡大
- IP-DESK 拡大*・改編及び現地の知識財産権専門家の拡充による対応の迅速化及び効率性アップ
 - * (現在) 中国、ASEAN、北米、ヨーロッパなど17ヶ所→(計画) ASEAN、中東、中南米地域を追加

[PartⅣ]

第1次不正競争防止及び営業秘密保護基本計画

推進日程

1. 推進日程

□ 「営業秘密保護」部門の推進日程

推進課題	所管省庁	推進日程
[戦略1] 営業秘密の流出防止に向けた事前予防の強化		
㊦ 中小企業・大学・公共研究機関における営業秘密保護の死角解消		
1-㊦-① 戦略的な技術保護に向けた特許+営業秘密活用戦略の拡散	特許庁	2022～
1-㊦-② 省庁間協業を通じた効率的な中小企業の営業秘密保護体系の構築	産業部(産業通商資源部)、中企部(中小ベンチャー企業部)、特許庁	2022～
1-㊦-③ 大学・公共研究機関の営業秘密管理体系の構築	特許庁	2022～
1-㊦-④ 企業・大学・公共研究機関別特性に合った営業秘密管理指針の立案	特許庁	2022～
1-㊦-⑤ 営業秘密流出の事前予防強化に向けた制度的な根拠拡充	特許庁	2022～
㊧ 営業秘密保護認識の向上及び生態系の形成		
1-㊧-① 営業秘密保護認識の向上に向けた教育の強化	産業部、中企部、特許庁	2022～
1-㊧-② 企業における営業秘密管理強化に向けた営業秘密保護専門家の育成	特許庁	2022～
1-㊧-③ 営業秘密の保護に向けた共生文化形成及び国民認識向上	特許庁	2022～
1-㊧-④ 営業秘密保護政策を立案するための現況把握体系の整備	中企部、特許庁	2022～
1-㊧-⑤ 営業秘密保護政策について議論する官民協議体の構成	特許庁	2022～
㊨ 海外における韓国企業の営業秘密保護基盤の構築		
1-㊨-① 海外進出企業の営業秘密保護支援基盤の強化	特許庁	2022～
1-㊨-② 韓国企業の主要進出国とのFTA交渉時に、営業秘密保護強化を推進	産業部、特許庁	2022～

推進課題	所管省庁	推進日程
[戦略 2] 新しい環境変化に対応できる営業秘密保護基盤の構築		
Ⅰ 営業秘密の海外流出の防止に向けた政府を挙げた取り組み		
2-Ⅰ-① 営業秘密の海外流出を防止するためのインテリジェンス機能の強化	産業部、特許庁	2022～
2-Ⅰ-② 海外流出立証要件の緩和及び産業スパイの処罰強化など制度改善	特許庁	2022～
Ⅱ 核心研究人材の海外転職防止に向けた支援強化		
2-Ⅱ-① 充実した職務発明補償制度による技術人材の研究意欲向上	特許庁	2022～
2-Ⅱ-② 退職技術者の採用支援による専門技術の国内活用促進	関係省庁	2022～
2-Ⅱ-③ 営業秘密の流出を斡旋するブローカーに対する制裁案検討	特許庁	2022～
2-Ⅱ-④ 国家主要技術優秀研究者の名誉・モチベーションアップ	関係省庁	2022～
Ⅲ デジタル転換の加速化による営業秘密保護対策の立案		
2-Ⅲ-① デジタル環境における営業秘密データ保護の強化	中企部、特許庁	2022～
2-Ⅲ-② 国家安保の観点でデータの海外流出の事前予防	産業部、特許庁	2022～
2-Ⅲ-③ サイバー技術流出に対する共同対応の強化	科学技術部、特許庁	2022～
2-Ⅲ-④ 非対面・デジタル環境における情報セキュリティ技術力量の確保及び人材育成	科学技術部、特許庁	2022～

推進課題	所管省庁	推進日程
[戦略 3] 営業秘密の流出に対する多角的な対応力量の向上		
Ⅰ 営業秘密の流出に対する迅速かつ効率的な捜査・調査体系の構築		
3-Ⅰ-① 技術流出を専門的に捜査する特許庁技術警察の機能及び力量強化	特許庁	2022～
3-Ⅰ-② 営業秘密の流出に対する迅速かつ効率的な調査・捜査に向けた協力体系の構築	中企部、 産業部、 特許庁	2022～
Ⅱ 流出被害を受けやすい中小企業の対応力量の支援強化		
3-Ⅱ-① 中小企業における営業秘密の流出に関する訴訟支援の強化	中企部、 特許庁	2022～
3-Ⅱ-② 中小企業の紛争費用支援及び法律相談の拡大	中企部、 特許庁	2022～
3-Ⅱ-③ 紛争を迅速に解決するための営業秘密紛争調停の活性化	中企部、 特許庁	2022～
Ⅲ 営業秘密関連紛争の有効な解決に向けた制度の先進化		
3-Ⅲ-① 営業秘密侵害被害の司法的な救済に必要な立証負担の軽減	特許庁	2022～
3-Ⅲ-② 技術・営業秘密侵害事件に対する捜査・裁判の専門性の強化	特許庁	2022～
3-Ⅲ-③ 刑事訴訟の過程で発生する営業秘密の流出による2次被害の防止	特許庁	2022～
3-Ⅲ-④ 組織的な営業秘密流出行為の抑制	特許庁	2022～
3-Ⅲ-⑤ 営業秘密保護対象及び侵害類型の整備	特許庁	2022～

□ 「不正競争防止」部門の推進日程

推進課題	所管省庁	推進日程
[戦略1] デジタル環境変化に対応した法体系の整備		
Ⅰ 健全な市場秩序の維持に向けた競争法体系の改善		
1-Ⅰ-① 不正競争防止法の法体系の整備	特許庁	2022～
1-Ⅰ-② 不正競争防止法の国際的な規範遵守及び保護対象の明確化に向けた目的条項の改正	特許庁	2022～
Ⅱ デジタル時代に適合した新しい不正競争行為類型の定立		
1-Ⅱ-① メタバースなど仮想現実で予想される不正競争行為の研究	特許庁	2022～
1-Ⅱ-② 営業妨害・不当警告など新しい類型の不正競争行為の検討	特許庁	2022～
1-Ⅱ-③ 新規の不正競争行為として追加されたビッグデータ及びパブリシティ権の保護に関する事後措置	特許庁	2022～
[戦略2] 執行実効性の確保及び通商規範のグローバル調和		
Ⅰ 健全な競争秩序の確立に向けた執行実効性の確保		
2-Ⅰ-① 執行力の強化及び被害救済の実効性を確保するための法制度の改善	特許庁	2022～
2-Ⅰ-② 不正競争行為の事前予防及び執行基盤の拡充	特許庁	2022～
2-Ⅰ-③ 個人・小規模事業者など経済的な弱者の先使用表示などの保護	特許庁	2022～
Ⅱ 不正競争防止通商規範のグローバル調和及び国際協力の強化		
2-Ⅱ-① 国家間の不正競争防止制度の調和	特許庁	2022～
2-Ⅱ-② 不正競争行為の取り締まり・捜査などに対する執行実効性を高める国際協力の強化	特許庁	2022～
2-Ⅱ-③ 海外で安定的な企業活動ができるように不正競争行為への対応を支援	特許庁	2022～

1. 技術流出に関する刑事事件の現況(大検察庁検察年鑑)

区分		2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	
受付 (人)	営業秘密保護法 (営業秘密漏洩統計のみ算出)	国内	1,088	1,207	1,204	1,072	1,153
		国外	47	37	49	116	83
		小計	1,135	1,244	1,253	1,188	1,236
	産業技術保護法	35	41	68	136	115	
	合計	1,170	1,285	1,321	1,324	1,351	

2. 営業秘密侵害による被害実態調査(特許情報院(2013)、知識財産研究院(2016、2020))

□ 営業秘密の侵害による被害状況(単位: 社/億ウォン、2020年国内・海外統合調査)

区分	国内			海外		
	対象企業数	流出企業数	平均被害規模	対象企業数	流出企業数	平均被害規模
2013年	800	75(9.4%)	-	206	30(14.6%)	-
2016年	616	86(14%)	21.1億ウォン	616	24(3.8%)	24.4億ウォン
2020年	991	93(9.3%)	12.8億ウォン	-	-	-

□ 営業秘密流出の主体(複数回答、単位: %、2020年国内・海外統合調査)

区分	国内					海外				
	内部者			外部者		内部者			外部者	
	退職者	平社員	役員	協力会社	ライバル会社	退職者	平社員	役員	協力会社	ライバル会社
2013年	78.7	33.3	-	36.0		23.3	20	3.3	76.7	
2016年	72.9	32.9	11.4	54.5	45.5	44.4	44.4	22.2	63.2	26.3
2020年	57.6	12.1	3.0	6.1	18.2	-	-	-	-	-

3. 産業技術の流出現況(単位: 件、産業通商資源部・国家情報院)

区分	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021.6.	計
産業技術	30	25	24	20	14	17	11	141
国家核心技術	3	8	3	5	5	9	5	38

I. 実態調査の概要

- (目的) 韓国企業の営業秘密保護に対する認識・現況把握
- (調査方法) 韓国全国の製造業・非製造業 1,068 社*を対象に、e-mail、fax などで調査
 - * 製造業 851 社、非製造業 217 社で、業種・従事者数などを考慮した標本構成

II. 調査結果

㊦ 頻繁な営業秘密の侵害・流出及び膨大な営業秘密の流出による被害

- 回答した企業の 11.1%が営業秘密の侵害及び流出による被害を経験し、被害の 96.1%が韓国国内の機関・企業によるものである。
- 最近 5 年間で、製造会社の被害経験は約 2.7 万件と推定*され、1 社当たり平均被害規模は約 8.9 億ウォン

* 標本(1,068社)の被害経験・規模に対する調査結果を従業員 10 人以上の製造会社など(約 20 万社)に拡大

㊧ 被害の立証が難しいため、対応が消極的で政策認知度も低い

- 被害が発生しても対応しない割合が 23.5%に達し、その理由として被害事実を立証することが難しいと回答した割合が 71.4%と最も高い。
- 一方、営業秘密関連被害を予防・対応するための政策及び支援事業について、知らないと回答した割合が 53.3%と過半

㊨ 内部者向けの営業秘密流出に対する管理不足

- 営業秘密流出の主体は内部者が 78.1%(退職者 61.3%、在職者 16.8%)と最も高い。
- 一方、営業秘密保護担当者は平均 0.4 人に過ぎず、競業または転職禁止約定書を締結したケースも 36.5%と低い。

I. 実態調査の概要

- (目的) 大学・公共研究機関の営業秘密の保護に対する認識・現況把握
- (調査方法) 技術移転・事業化を実施する 298 の大学・公共研究機関のうち、105 の大学・公共研究機関(大学 54/公共研究機関 51)が回答(2021. 7. 12～30)

II. 調査結果

- ㊦ 営業秘密に対する低い認知度及び研究成果・副産物の営業秘密としての管理不足
 - 営業秘密の定義及び要件を認知している機関は 31.4%水準で、一般課題などの研究副産物は個別研究者が任意管理する割合が 49.5%と最も高い。
 - 特に、徹底的な管理が行われていない理由は、管理・監督する人員・システムなどインフラ不足が 78.2%と最も高い。
- ㊦ 公共研究機関に比べ不備な大学の秘密管理活動
 - (入退室管理) 外部者の入退室管理をする大学は 55.6%に過ぎず(公共研究機関は 90.2%)、何もしない大学も 37%(公共研究機関は 9.8%)
 - (資料管理) 文書等級を指定している大学は 50%に過ぎず(公共研究機関は 72.5%)、電子文書の搬出管理をする大学は 37%しかない(公共研究機関は 70.6%)。
- ㊦ 外国人研究者、退職者・転職者など人的管理の不備
 - 外国人が研究に参加する機関の中で、外国人管理規定を保有している機関は 35.1%に過ぎず、
 - 退職者・転職者を対象にした研究情報保護措置に関しては、特別な保護措置を取っていない大学の割合が 57.4%と最も高い(公共研究機関は 29.4%)。
- ㊦ 研究セキュリティ予算の不足
 - 研究セキュリティの予算規模が 5 千万ウォン未満と回答した大学が 87%(予算なし 29.6%)、公共研究機関が 51%(予算なし 25.5%)

I. 実態調査の概要

- (目的) 消費者の不正競争行為に対する認識・現況を把握
- (調査方法) 全国 17 市道の満 20 歳以上の一般人 1 千人*を対象にウェブページでオンライン調査(2021. 7. 12～20)
 - * 20・30・40・50 代以上、各 250 人で構成(男性 508 人、女性 492 人)

II. 調査結果

- 購入者の偽造商品に対する認知不足及びオンラインにおける偽造商品の活発な流通
 - 偽造商品を購入した理由は、偽造商品であることを知らなかったが 61.8%と高く、正規品を購入するお金がない(24.8%)、正規品と品質の差があまりない(13.4%)の順
 - また、ネットショップ(43.6%)、ソーシャルコマース(18.5%)など、ネットにおける偽造商品の流通が活発
- 半分に近い回答者が不正競争行為による被害を直接経験
 - 不正競争行為による直接的な被害を経験した割合が 46%に達するなど、不正競争行為による消費者の被害が頻発
 - 具体的には原産地や生産地の偽造・誤認表示及び性能・数量・用途の虚偽表示による被害が 37.3%と最も高い。
- 不正競争行為に対する高い認知度に比べ、対応手続きを認識している割合は低い
 - 主要マスコミ(TV、新聞、インターネット)及び SNS を通じて、1 つ以上の不正競争行為を知っている割合が 81.2%
 - しかし、行為の目撃者のうち、通報・告訴・告発の経験者は 18.6%に過ぎず、通報などをしない理由は手続きや方法を知らない(35.5%)と実効性がない(29.4%)が合わせて 64.9%

I. 実態調査の概要

- (目的) 韓国企業の不正競争行為に対する認識・現況把握
- (調査方法) 全国 17 市道の製造・非製造業 1,250 社*を対象に、ウェブページ、e-mail、fax などで調査
 - * 製造会社 625 社と非製造会社 625 社で構成、業種・従業者数などを考慮した標本構成

II. 調査結果

- ㊦ 形態模倣に集中している国内外の被害類型及び莫大な不正競争行為の被害
 - 国内外で企業が経験した行為類型(複数回答)は、形態模倣商品の製作・販売が 86.2%と最も多い。
 - 最近 5 年間、国内外企業の被害経験は約 39 万件、被害規模は約 44 兆ウォン*と、不正競争行為による企業の被害が大きい。
 - * 標本(1,250 社)の被害経験・規模に対する調査結果を、全国の事業体(417 万社)に拡大適用
- ㊧ 時間・費用問題による消極的な被害対応及び政策認知・活用不足
 - 被害発生時に、対応しないと回答した割合が 47.7%に達し、その理由として時間・費用問題を挙げた割合が 67.7%と最も高い。
 - 政策に対する認知度は特許庁特別司法警察の捜査(36.1%)、行政調査制度(29.9%)、海外知識財産センター(17.4%)など、政策の認知度・活用度は低い。
- ㊨ 新しい行為類型の追加が必要
 - 禁止行為に追加する必要がある不正競争行為は、放送などを通じて有名になった商標などの不正な先取りが最も多く(80.7%)、
 - 仮想・拡張現実における商標など知識財産権の毀損(62.9%)、知識財産権侵害警告書などの濫発による営業活動妨害(47.5%)の順である

1. 大学研究者、産学協力団のインタビュー結果

□ 概要

- 目的：技術・営業秘密保護について大学研究現場の声をヒアリング
- インタビュー対象：5校の大学教授及び産学協力団

□ インタビュー結果

① 営業秘密の保護に対する認識

- (教授) 大学の目的である「人材育成」と論文*による「知識の共有・伝播」を理由に、大多数が研究結果の秘密管理に無関心**

* 研究者の研究成果及びキャリアは論文(掲載学術誌、引用回数など)で評価

** 技術保護・移転のための特許出願には関心が高いが、「営業秘密」という用語自体には慣れていない。

- (産学協力団) ノウハウは技術移転に占める比重も高く、秘密管理などが必要な状況であるが、教授にそれを強制することが難しい。

* 各教授がそれぞれ個別事業者のような構造であるため、公共研究機関のような管理は困難(H大産学協力センター長)

② 研究セキュリティ管理体系

- (セキュリティ設備) 大学本部が入退室管理、ネットワーク管理などを支援するが、その他セキュリティ管理 SW のインストール、秘密管理などは教授の個人責任

* 限られた予算・研究費で大学内部にセキュリティシステムを構築することは難しい。

- 商用技術を保有している一部の教授*は個人的にセキュリティに投資しているが、法的保護に必要な措置(文書秘密等級付与など)についてはよく知らない。

* 2次電池商用技術を保有している 00 教授は、自力でセキュリティ設備を構築

- (セキュリティ課題) 国家 R&D の中で「セキュリティ課題*」はセキュリティ対策に沿って管理されるが、論文発表の制約などを理由にセキュリティ課題への参加を避ける傾向がある。

* (国家研究開発革新法) 国家核心技術、防衛産業技術といった国家安保関連課題は、セキュリティ課題として指定できるように法的根拠整備

- (研究ノート*) R&D 研究ノートは、手書きまたは電子的に管理、秘密として管理するかどうかは自律、内容の充実性は教授のスタイルに左右

* 研究開発課題の遂行過程で確保した情報、データ、ノウハウなどを体系的に記録した資料

③ 研究人材の管理

- (教授の転職) 研究ノートなど研究資料の搬出を一部制限する場合もあるが、セキュリティを重視しない雰囲気

* 大学院生が卒業後、研究室の研究課題を就職した企業で遂行し、特許を出願する場合などがあるが、師弟関係を重視して問題提起しない。

- (外国人の管理) 不法就職に対する管理はするが、人権問題などで外国人留学生を統制することは難しい。

- 000 教授は個人的に外国人留学生がアクセスできる資料の範囲を制限している。

④ その他

- 企業と大学の共同研究時に、企業は大学のセキュリティ管理を信頼しないため、資料共有に消極的になる傾向がある。
- 大学は研究資金を支援する大企業が不公正な契約で研究成果物を独占するケースが多いという不満を抱えている。
- 職務発明補償金に対する現在の勤労所得課税が研究者のモチベーションを下げる。

□ 示唆点

- 技術セキュリティに対する大学本部と産学協力団の役割は限られており、教授の認識転換が何より重要
- 大学の目的、研究環境などを考慮し、一律的なセキュリティ強化より、企業との協力活動、重要技術保有の有無による選別的な支援が必要

2. 公共研究機関インタビュー結果

□ インタビュー概要

- (目的) 公共研究機関の営業秘密管理現況などの確認及び政策提案の収集
- (インタビュー対象) ① 00 研: 技術事業化センター
② 00 研: 研究室長外 3 人

□ 主要内容

① 営業秘密保護の位置づけ/研究情報の管理実態

- 国防関連「セキュリティ課題」に対しては、すべての研究が外部とネットワーク網が分離された空間で行われており、文書のセキュリティも徹底しているが、
 - 大多数の一般課題の「セキュリティ」に対する研究者の意識は高くない。
- 研究情報を外部に搬出する際(講演・出張など)の「セキュリティ検討」手続き*は構築されているが、それを判断する専門知識が足りなため、形式的に実施されている。
 - * 科学技術部の R&D セキュリティ管理規定によるセキュリティ審議委員会など
- 基本的にすべての研究者が研究ノートを作成しているが、特許で公開する内容と営業秘密として保護すべき内容を区分していない。
 - ただし、一部の研究者は今後の「ノウハウ技術移転*」などに備え、公開しない部分を「テクニカルノート」で別途管理(対外秘維持)
- 技術・アイデア奪取を防止するため、技術移転契約書及び秘密維持誓約書を作成してから本格的に技術内容を協議
 - 最近では技術移転が活性化し、研究者の知識財産権に対する認識がかなり高まっている。*
 - * 機関主導で論文を発表する前に特許出願をするように管理しており、研究者も最近では論文発表より特許出願を重視する。

② ネットワーク・物理的なセキュリティ現況

- 大多数の公共研究機関にはネットワーク・入退室などに対するセキュリティシステム*が構築されており、ウェブハードなど外部のクラウドも遮断されている。

* すべての政府出捐研究機関は科学技術部及び情報機関のサイバー安全センターが管理する「国家科学技術情報網」を使用し、ハッキングやスパムなど非正常的な活動をリアルタイムで感知

- 機関内のネットワークシステムも、研究チームの研究内容をその研究と関係のない人が閲覧できないようにシステム完備

③ 研究人材の管理実態

- 研究者の他機関への転職などを制限しておらず、
 - 転職後に研究院での研究内容を公開・活用(創業・事業化など)する行為に対する管理もしていない。
- 外国人研究者の割合は機関によって異なるが、全体研究者の5~10%前後で、ほとんどが東南アジアまたは中央アジア出身
 - 外国人研究員を対象に基本的な入退室管理セキュリティ教育などを実施し、退職・転職時にセキュリティ管理部署でPC・メールなどを確認

□ 示唆点

- 物理的なセキュリティ体系はほとんど完備しているが、研究内容の中で秘密として保護すべき内容などに対する認識は依然として足りない。
- 今後、IP-R&D 支援を拡大し、「IP ミックス(特許+営業秘密)」戦略の重要性などを研究者向けに持続的に認識させる必要がある。

3. 大企業インタビュー結果

□ 面談の概要

- (日時) 2021.8.5(木)
- (インタビュー対象) 00 社の特許チーム

□ 主要内容

① 技術開発成果の保護方法

- 営業秘密は管理が難しいだけでなく、特許より立証も容易ではないため、特許で保護できる領域はなるべく特許で保護
 - 製造方法は特許を保有していても、侵害の立証が難しい領域は営業秘密として保護
 - 数年内に追いつかれる可能性のある技術は、後続特許を防止する目的で製法特許も出願

② 営業秘密の保護・管理に向けた社内の取り組み

- 入退室管理、ネットワークセキュリティシステム、ファイアウォールなど物理的な管理体制が十分構築されている。
 - すべての資料や文書などは社内クラウドだけに保存し、本社や R&D など主要施設にはより強力な管理体制を構築
 - 他部署の文書及び資料は原則的に閲覧できず、必要時には共有会など公式的な手続きを踏んで閲覧
- 本社に営業秘密を管理する別途の組織・人員配置
 - * セキュリティ政策チーム、情報支援チームなど担当組織及び「全社情報セキュリティ協議会」

- 作成されるすべての文書(研究ノートなど含む)に等級を付与し、対外秘として管理
 - * 社内規定集に基づいて「課題提案書」、「研究計画書」など文書の属性別に秘密等級を付与
- R&D 成果物に対しては、評価結果に基づいて特許/営業秘密を決定
 - 特許出願ができる水準の結果物であるが、会社の政策上、営業秘密として管理するよう
に決めた場合は、職務発明補償をする。
- 人材流出を防止するため、最近は従業員に対する金銭的な補償、待遇(昇進など)を強化
 - 他社に転職した人に対する管理はしていない。
- 研究人材だけでなく、全ての役職員に対するセキュリティ教育を定期的(半期または四半期ごと)に実施

4. 中小企業インタビュー結果

□ 面談の概要

- (日時) 2021.8.6(金)
- (インタビュー対象) 00 社の専務取締役など 3 人

□ 主要内容

① 技術開発成果の保護方法

- 保護価値があると判断したほとんどの技術は「特許」で管理し、「営業秘密」として管理する技術はほとんどない。
 - 取引先など対外的に自社の技術力が認められる特許を重視
 - 営業秘密管理の必要性は認識しているが、余力がない。

② 営業秘密の保護及び管理に向けた社内の取り組み

- 入退室管理、文書等級付与、ネットワークセキュリティシステムといった物理的な管理体制が構築されていない。
 - ただし、サーバーアクセス記録、電子メール送受信履歴などの事後確認は可能
- 営業秘密を管理する別途の組織・人員・予算がなく、専務取締役が関連業務まで総括
- 役職員を対象に営業秘密の保護に関する別途の職務教育はしていないが、会社の秘密を流出した場合の法的な責任については認識させている。

③ 営業秘密の流出による被害経験及び対応

- 過去、顧客会社に転職した社員による営業秘密の流出が疑われたことがあるが、顧客会社との関係などを考慮して対応しなかった。